

労災保険制度の具体的課題について①

(適用関係その他)

家事使用人

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

家事使用人に係る災害補償・労災保険適用について

現行制度

労災保険法は、労働基準法の適用対象である労働者を使用する事業を適用対象としている。労働基準法の適用がない家事使用人については、労災保険法の特別加入による補償を行っている。

論点

- ① 仮に労働基準法が家事使用人に適用される場合には、使用者である私家庭の私人が同法に定める災害補償責任も負うことについて、どのように考えるか。また、労災保険法を強制適用することについてどのように考えるか。
- ② 労災保険法や徴収法を私家庭の私人に適用するに当たっては、履行確保の可能性、また私家庭の私人が負う保険関係の手續に係る事務負担の軽減も含めた、運用上の課題についてどのような対処が必要となるか。

研究会中間報告書（抜粋）

家事使用人の保護を巡っては、家事使用人に対する補償の必要性は高い。家事使用人への労働基準法の適用については、労働政策審議会労働条件分科会で別途議論がなされているところであるが、仮に労働基準法が家事使用人に適用される場合には、使用者である私家庭の私人は同法に定める災害補償責任も負うことが適当であり、労災保険法を強制適用することが適当と考える。

その際、労災保険法や徴収法を私家庭の私人に適用するに当たっては、履行確保の可能性、また私家庭の私人が負う保険関係の手續に係る事務負担の軽減も含めて、運用上の課題を検討することが必要である。

「家事使用人」について

労働基準法、労災保険法の適用が除外されている「家事使用人」

- 「家事使用人」については労基法の適用除外とされており、この「家事使用人」とは、個人宅に出向き、私家庭において家事使用人を使用する私人と直接労働契約を結び、その指示のもと家事一般に従事する者のことをいう。ただし、法人に雇われ、その役職員の家庭において、その家族の指揮命令の下で家事一般に従事している者を含む。（労働基準関係法制研究会報告書（令和7年1月8日公表））。

（参考）労働基準法

（定義）
第9条 この法律で「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所（以下「事業」という。）に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。

（適用除外）

第116条 （略）

- ② この法律は、同居の親族のみを使用する事業及び家事使用人については、適用しない。

「家事使用人の労働の態様は、各事業における労働とは相当異なったものであり、各事業に使用される場合と同一の労働条件で律するのは適当ではないため、これまで労働基準法の適用除外とされてきた。」（厚生労働省労働基準局編「令和3年版 労働基準法 下-労働法コンメンタール3-」 P1158）

- 労災保険法は、労基法の適用対象である労働者を使用する事業を適用対象としている。
- 労基法の適用がない家事使用人については、労災保険法の特別加入による補償を行っている。

（参考）労災保険法

第3条 この法律においては、労働者を使用する事業を適用事業とする。

「明文の規定はないが、・・・本法の業務災害に関する保険給付は労基法に規定する災害補償の事由が生じた場合にこれを行う旨定めていること、また本法が労基法と時を同じくして同法に規定する災害補償の裏付けをする制度として発足した経緯等から、労基法に規定する「労働者」と同一のものをいうと解される」

（厚生労働省労働基準局労災管理課編 「八訂新版 労働者災害補償保険法 労働法コンメンタール5-」 P87）

事業とは、企業を指すものではなく、工場、鉱山、事務所のごとく、経営組織として独立性をもった最小単位の経営体（Betrieb）をいい、一定の場所において一定の組織の下に有機的に相関連して行われる作業の一体と認めることができれば、これを事業として扱うこととしている。（昭22年9月11日付基発第36号）

家事サービスの提供形態と労働基準法・労災保険法の適用関係

○ 家事使用人については、これまで労基法の適用除外とされてきたが、今般、労働基準関係法制研究会でとりまとめられた報告書（令和7年1月8日公表）において、労働基準関係法制をどのように適用するかについて、履行確保の在り方も含めた具体的な制度設計の検討に早期に取り組むべきとされた。

類型	関係図	労基法の適用	労災保険法の適用
家事代行サービス事業者（雇用）		○	○
家事使用人（私家庭に雇用）		×	×
職業紹介経由で契約		×	×
家事代行サービス事業者（個人請負）		×	×

労働基準関係法制研究会報告書（令和7年1月8日公表）の概要

○ 現在では、住み込みの使用人という働き方をする家事使用人は減少しており、実質的な働き方が、一般的な労働者とほとんど変わらなくなってきたこと等から、家事使用人のみを特別視して労働基準法を適用除外すべき事情は乏しくなってきた。

○ 家事使用人に対して労働基準法を全面的に適用除外する現行の規定を見直し、公法的規制については、私家庭に対する適用であることも踏まえて、実態に合わせて検討することが考えられる。

○ 私家庭において家事使用人を使用する私人に対して使用者責任を負わせ、私家庭内に国家的な監督・規制を及ぼすことの是非や、どのようにその履行を確保するかなど課題も多く、慎重な検討が必要である。

○ 上記を踏まえ、家事使用人に対して労働基準法やそれ以外の労働基準関係法制をどのように適用するかについて、履行確保の在り方も含めた具体的な制度設計の検討に早期に取り組むべきである。

※ その他、派遣元事業主と私家庭の労働者派遣契約に基づき、派遣元事業主と雇用関係にある派遣労働者が私家庭に派遣され、私家庭の指揮命令によって業務に従事するケースもあり得る。

労働保険徴収法と労災保険法に規定する事業主の責任

1. 労働保険徴収法に規定する事業主の責任

保険関係の成立の届出等	○適用事業の事業主は、事業が開始された日に労災保険の保険関係が成立し、保険関係が成立した日から10日以内に事業主の氏名又は名称及び住所、事業の種類、事業の行われる場所その他厚生労働省令で定める事項を政府に届け出なければならない。 (徴収法第4条の2)
概算保険料・確定保険料の申告・納付【年度更新】	○事業主は、毎保険年度6月1日から40日以内に当該保険年度に使用する全ての労働者に係る賃金総額の見込額に一般保険料率を乗じて算定した一般保険料(概算保険料)を納付しなければならない。(徴収法第15条第1項) ○事業主は、毎保険年度6月1日から40日以内に前保険年度に使用した全ての労働者に係る賃金総額の見込額に一般保険料率を乗じて算定した一般保険料(確定保険料)を申告し、上記で納付した概算保険料が確定保険料の額に満たない場合はその不足額を納付しなければならない。(徴収法第19条第1項及び第3項)
未納付の保険料・追徴金の納付	○未納付の保険料がある場合には、政府は納付すべき労働保険料額を事業主に通知し、事業主は通知から15日以内に当該労働保険料及び追徴金を納付しなければならない(徴収法第15条第4項、第19条第5項及び第21条第1項)

◆徴収法の規定による徴収金(労働保険料、追徴金等)の納付をしない者に対して、政府は督促及び滞納処分を行う。(徴収法第27条)

◆督促による納期限の翌日からその完納又は財産差押えの前日までの期間の日数に応じ、政府は延滞金を徴収する。(徴収法第28条1項)

2. 労災保険法に規定する事業主の責任

事業主からの費用徴収	○政府は、次のいずれかに該当する事故について保険給付を行ったときは、労働基準法の規定による災害補償の価額の限度において、保険給付に要した費用の金額の全部又は一部を事業主から徴収できる。(労災保険法第31条第1項) <ul style="list-style-type: none">・事業主が故意又は重大な過失により保険関係成立の届出をしていない期間中に生じた事故・事業主が一般保険料を納付しない期間(督促状に指定する期限後の期間に限る)中に生じた事故・事業主が故意又は重大な過失により生じさせた業務災害の原因である事故
------------	--

その他の関連する義務

使用者の報告・出頭	○行政庁は、労働者を使用する者に対して、この法律の施行に関し、必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができる。(労災保険法第46条)
立入検査	○行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、当該職員に、適用事業の事業場に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。(労災保険法第48条第1項)

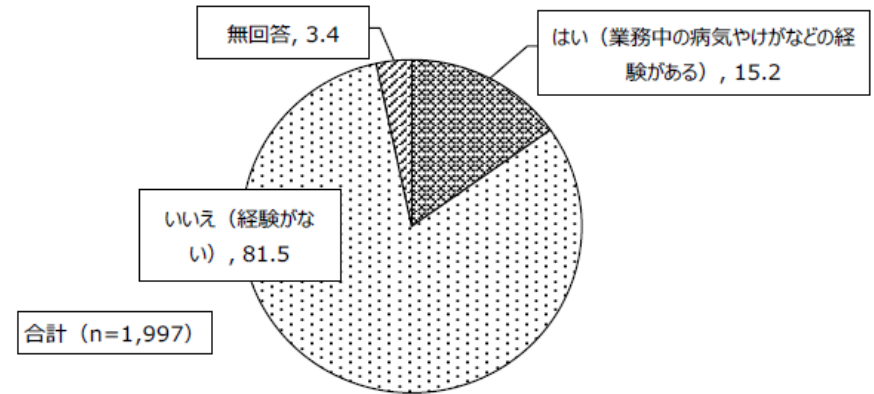
◆上記の規定(その他の関連する義務)に反し、報告せず若しくは虚偽の報告等をした場合、または当該職員の質問に対して答弁せず若しくは検査の拒否等を行った場合は、6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。(労災保険法第51条)

家事使用人に係る業務上災害の状況

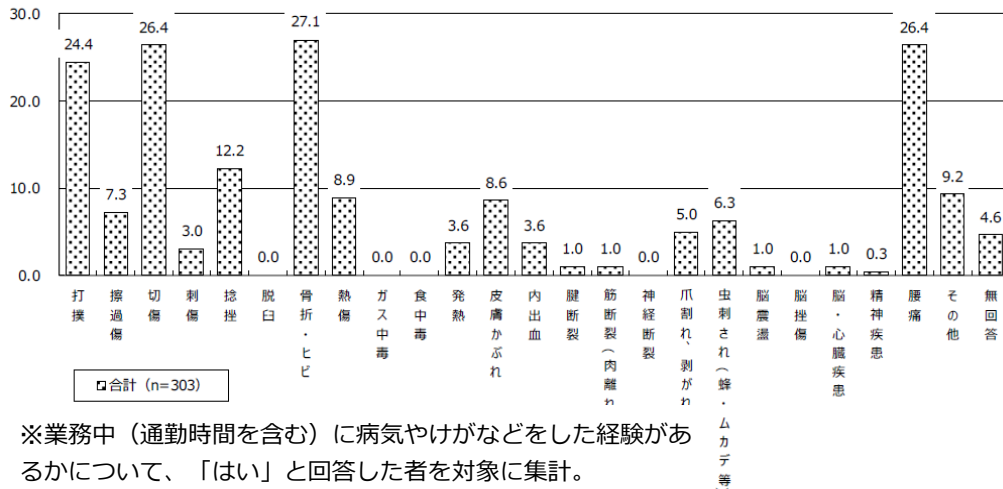
2023年のJILPT「家事使用人の実態把握のためのアンケート調査」によれば、

- 「（通勤時間を含め）業務中に病気やけがなどをした経験があるか」について「はい（業務中の病気やけがなどの経験がある）」と回答した者は15.2%。
- それらの者のうち「病気やけがなどの内容」（複数回答）は、「骨折・ヒビ」（27.1%）、「切傷」（26.4%）、「腰痛」（26.4%）、「打撲」（24.4%）が他と比べ高い割合となっている。
- 「けがの発生時点」（複数回答）は、「掃除中」（29.7%）が最も高く、次いで「通勤時」（23.8%）、「調理中」（18.8%）などとなっている。

（通勤時間を含め）業務中に病気やけがなどをした経験があるか
（SA、単位=%）

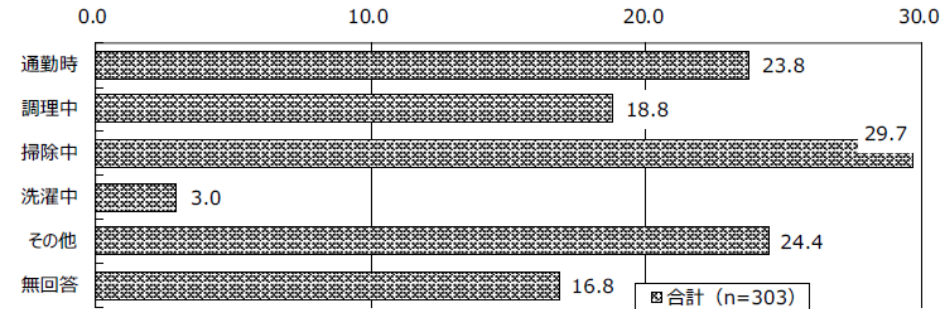


業務中に経験した病気やけがなどの内容（MA、単位=%）



※業務中（通勤時間を含む）に病気やけがなどをした経験があるかについて、「はい」と回答した者を対象に集計。

業務中に経験したけがの発生時点（MA、単位=%）



※業務中（通勤時間を含む）に病気やけがなどをした経験があるかについて、「はい」と回答した者を対象に集計。

家事使用人に係る特別加入の状況・業務上災害の補償状況について

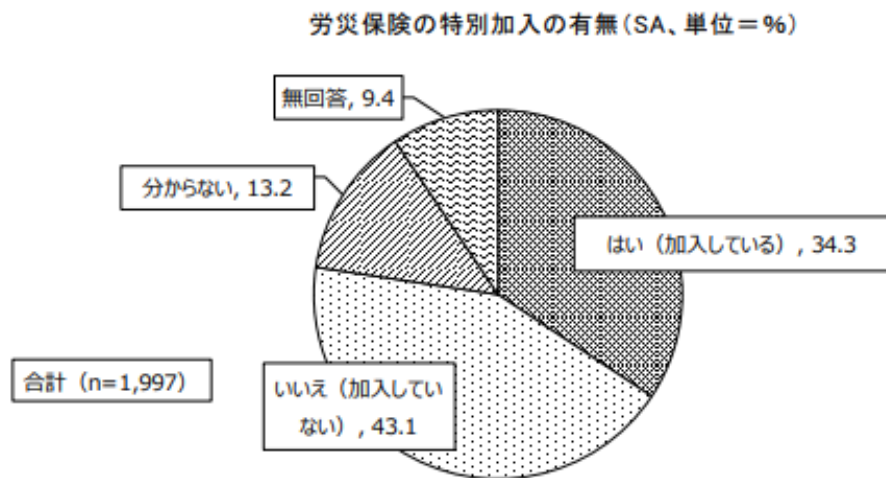
<特別加入の状況>

- 「労働者災害補償保険事業年報（以下「年報」）」によると、「介護作業従事者及び家事支援従事者」として特別加入している者は、令和5年度で1,714人（令和4年度1,848人）となっている。
- 2023年のJILPT「家事使用人の実態把握のためのアンケート調査」によると、労災保険に特別加入している割合は34.3%。

<業務上災害・通勤災害の補償状況>

- 業務上災害・通勤災害の補償状況に関しては、年報によると、「介護作業従事者及び家事支援従事者」について「療養補償給付」「休業補償給付」「障害補償一時金」「年金等給付」の給付実績が見受けられる。

<特別加入の状況>



(出典) 労働政策研究・研修機構
『JILPT調査シリーズ No.230・家事使用人の実態把握のためのアンケート調査』
(2023年) 図表8-1

<業務上災害・通勤災害の補償状況>

給付の種類	実績 (支給件数)
療養補償給付	令和4年度 152件
	令和5年度 74件
休業補償給付	令和4年度 16件
	令和5年度 22件
障害補償一時金	令和4年度 1件
	令和5年度 0件
年金等給付	令和4年度 20件
	令和5年度 18件

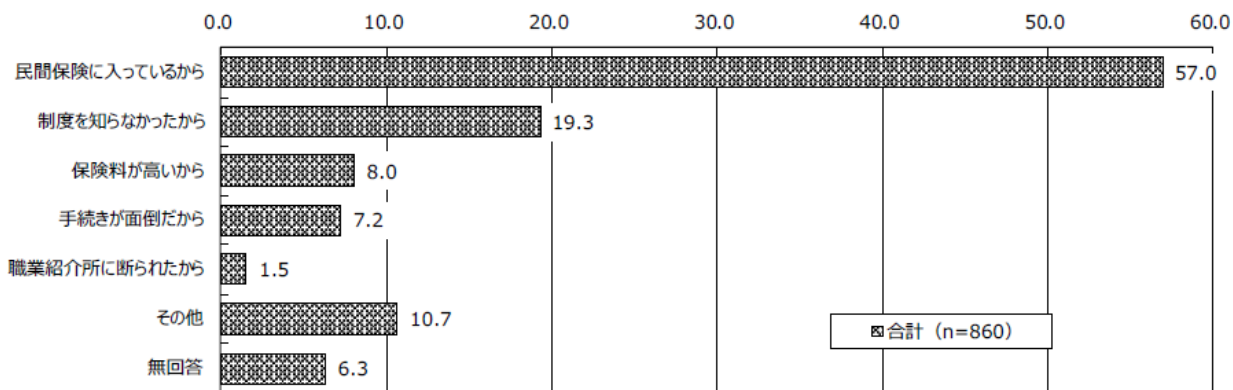
(出典) 厚生労働省労働基準局
『令和5年度労働者災害補償保険事業年報』
『令和4年度労働者災害補償保険事業年報』

労災保険に特別加入しない理由と民間保険の加入状況

2023年のJILPT「家事使用人の実態把握のためのアンケート調査」によれば、

- 労災保険に特別加入していない理由として最も多いのは「民間保険に入っているから」（57.0%）、次いで「制度を知らなかったから」（19.3%）となっている。

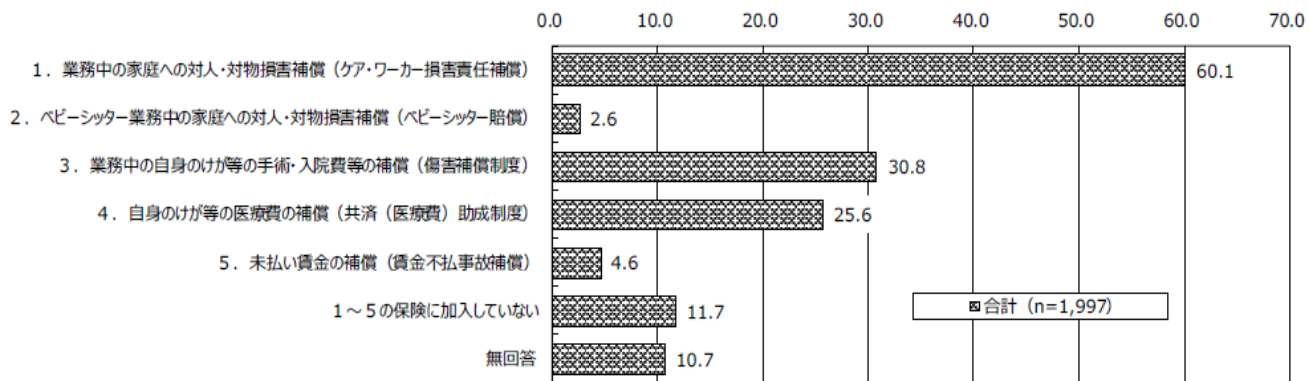
労災保険に特別加入していない理由（労災保険特別加入をしていない者対象）（MA、単位=%）



※設問「労災保険（国が運営する社会保険制度の1つ）に特別加入しているか」で、「いいえ」と回答した者を対象に集計。

- 民間保険のうち「業務中の自身のけが等の手術・入院費等の補償（傷害補償制度）」に加入しているものは30.8%、「自身のけが等の医療費の補償（共済（医療費）助成制度）」に加入しているものは25.6%となっている。

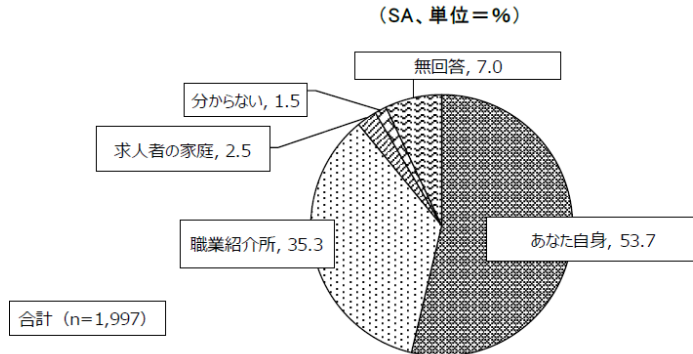
民間保険加入状況（MA、単位=%）



家事使用人に係る保険料の負担

- 2023年のJILPT「家事使用人の実態把握のためのアンケート調査」によると、一般に本人が負担している特別加入の保険料について、「職業紹介所」が負担していると認識している者は35.3%であった。

労災保険特別加入の保険料は誰が負担しているかに対する認識(労災保険特別加入をしている者対象)

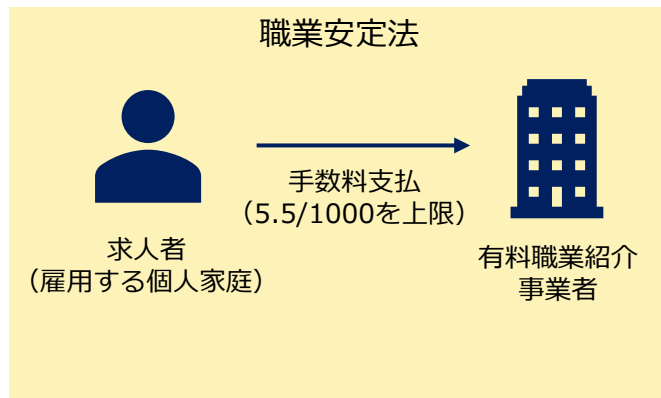


※設問「労災保険（国が運営する社会保険制度の1つ）に特別加入しているか」で、「はい」と回答した者を対象に集計。

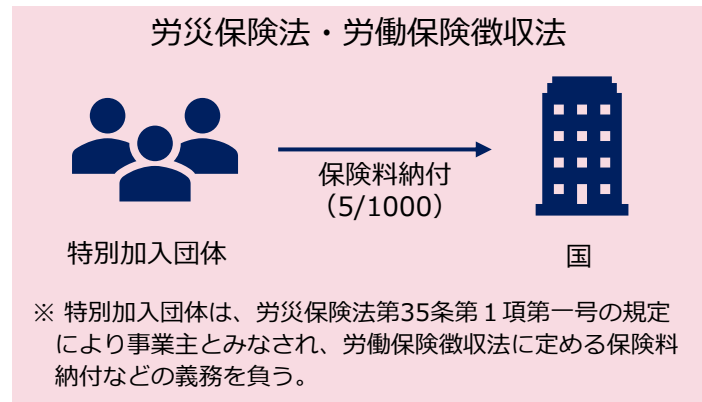
(出典) 労働政策研究・研修機構
『JILPT調査シリーズ No.230・家事使用人の実態把握のためのアンケート調査』（2023年）図表8-3

- 家事使用人については、職業安定法及び同施行規則により、有料職業紹介事業者が求人者（雇用する個人家庭）から特別加入の保険料に充てるべきものを別途徴収できることとなっている。
- これは有料職業紹介事業者に求職登録されている家事使用人については、職業紹介により個人家庭に雇用されるものであり、労基法の適用は除外されているが、雇用主である個人家庭から特別加入の保険料に充てるべきものを徴収できるよう措置を講じたもの。

<イメージ>



保険料相当分の
支払



家事使用人に係る保険料の負担（職業安定法等の規定）

○職業安定法（昭和22年法律第141号）

（手数料）

第32条の3 第30条第1項の許可を受けた者（以下「有料職業紹介事業者」という。）は、次に掲げる場合を除き、職業紹介に関し、いかなる名義でも、実費その他の手数料又は報酬を受けてはならない。

- 一 職業紹介に通常必要となる経費等を勘案して厚生労働省令で定める種類及び額の手数料を徴収する場合
- 二 あらかじめ厚生労働大臣に届け出た手数料表（手数料の種類、額その他手数料に関する事項を定めた表をいう。）に基づき手数料を徴収する場合

○職業安定法施行規則（昭和22年労働省令第12号）

（法第32条の3に関する事項）

第20条 法第32条の3第1項第一号の厚生労働省令で定める種類及び額並びに手数料の徴収手続は、別表に定めるところによる。

2～3（略）

4 有料職業紹介事業者は、法第32条の3第1項第二号に規定する手数料表に基づき手数料を徴収する場合であつて、その紹介により就職した者のうち労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）第46条の18第五号の作業に従事する者に係る労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第10条第2項第三号の第2種特別加入保険料（以下この項及び別表において「第2種特別加入保険料」という。）に充てるべきものを徴収しようとするときは、当該手数料表において、第2種特別加入保険料に充てるべき手数料を徴収する旨及び当該手数料の額を定めるものとし、この場合において、当該手数料の額は、当該従事する者に支払われた賃金額の1000分の5.5に相当する額以下としなければならない。

別表抜粋（第20条関係）

種類	手数料の最高額	徴収方法
第2種特別加入保険料に充てるべき手数料	支払われた賃金額の1000分の5.5に相当する額	徴収の基礎となる賃金が支払われた日以降求人者から徴収する。

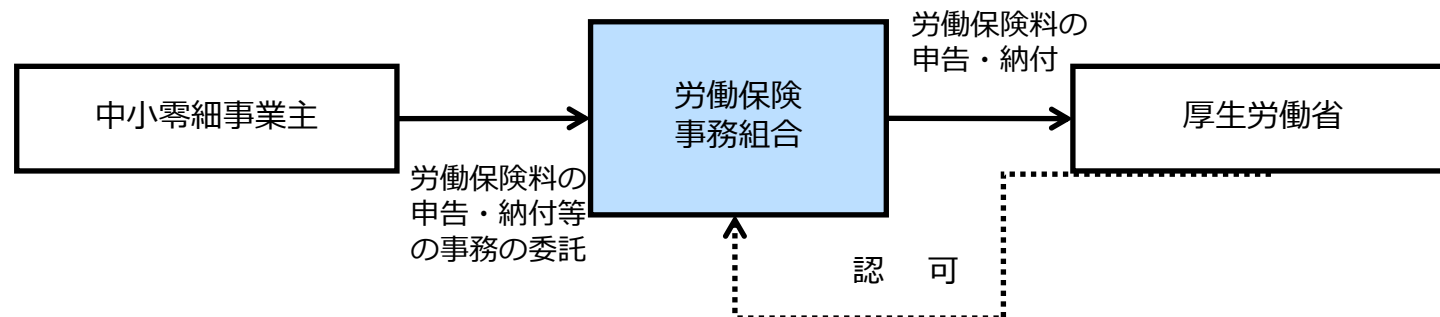
(参考) 労働保険事務組合

- 労働保険事務組合制度：
中小零細事業主が、事務負担を軽減するため、労働保険料の申告・納付や各種届出等の労働保険事務を厚生労働大臣の認可を受けた事業主の団体（商工会、事業協同組合等）に委託できる制度

<参考>

労働保険の保険料の徴収等に関する法律
第33条第1項

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条の事業協同組合又は協同組合連合会その他の事業主の団体又はその連合団体（法人でない団体又は連合団体であつて代表者の定めがないものを除く。以下同じ。）は、団体の構成員又は連合団体を構成する団体の構成員である事業主その他厚生労働省令で定める事業主（厚生労働省令で定める数を超える数の労働者を使用する事業主を除く。）の委託を受けて、この章の定めるところにより、これらの者が行うべき労働保険料の納付その他の労働保険に関する事項（印紙保険料に関する事項を除く。以下「労働保険事務」という。）を処理することができる。



(令和6年度末実績)

事務組合数	8,901組合
委託事業数	約140万事業（全適用事業場に占める割合：40.7%）

特別加入制度

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

特別加入制度について

現行制度

特別加入団体として承認を受けるためには、通知で定める要件を満たす必要があるが、この点、令和3年4月より、近隣の都道府県の区域を超えるブロックにおいて、災害防止等に関する研修会等を実施する場合には、当該ブロックを超えて事務処理を行うことを認めているほか、令和6年に特定フリーランス事業が特別加入の対象に追加された際、特定フリーランス事業に係る特別加入団体については加入者に対する災害防止のための教育を行い、その結果を厚生労働省に報告するとの要件が追加されている。

論点

- ① 特別加入団体の承認や取消しの要件について、特別加入団体の性質を明らかにする上でも法令上に明記しておくことについてどのように考えるか。また、承認の取消し（保険関係の消滅）に直結することは特別加入者に対して大きな影響をもたらすことから、承認の取消し等に先だって、改善を要求する等、段階的な手続を設けることについてどのように考えるか。
- ② 特定フリーランス事業に係る特別加入団体については、災害防止のための教育の結果を厚生労働省に報告するとの要件が追加されているところ、他の団体にも同様に災害防止措置に関わる役割や要件を求めることについてどのように考えるか。また、災害防止措置に関わる役割や要件を求めるに当たっては、法令的根拠を設けることについてどのように考えるか。

研究会中間報告書（抜粋）

特別加入団体の在り方について検討してきたが、特別加入団体が災害防止の取組を担うことができるのか、また、それを義務付けるべきかとの点については、本研究会において複数の意見が見られた。

既に特定フリーランス事業に係る特別加入団体については、災害防止のための教育の結果を厚生労働省に報告するとの要件が追加され、労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会においても、委員より、他の団体にも同様の要件を課すことについて意見が示されている。今後、労使を含めて更に議論を深める必要がある。

（中略）特別加入団体の承認や取消しの要件については、特別加入団体の性質を明らかにする上でも法令上に明記しておくことが適当と考える。

その際、承認の取消し（保険関係の消滅）に直結することは特別加入者に対して大きな影響をもたらすことから、承認の取消し等に先だって、改善を要求する等、段階的な手続を設けることが必要である。また、仮に、特別加入団体に災害防止措置に関わる役割や要件を求めるのであれば、法令的根拠を設けることが必要である。

特別加入制度について

趣旨

- 特別加入制度は以下のような趣旨で創設され、第1種（中小事業主等）、第2種（一人親方その他の自営業者・特定作業従事者）及び第3種（海外派遣労働者）の3類型がある。

「業務災害」を保険事故とする労災保険においては、業務の実態、災害の発生状況などからみて労働基準法適用労働者に準じて保護するにふさわしい者に対しては、業務災害という概念をいわば準用して、労災保険の保険技術的なしきみを供与し、保護を及ぼすことも、制度本来の建前を損なわない限度において可能であり、またその可能性を活用して中小企業の加入促進に役立てることもできるわけで、この趣旨から今次法改正により、労働者以外の一定の者にも保険加入の途をひらく特別加入の制度が新設された。

（労働省労災補償部編「新 労災保険法」昭和41年10月p.454）

- このうち、第2種特別加入については、労働政策審議会建議（令和元年12月23日第83回労災保険部会）において、「昭和40年当時にはなかった新たな仕事（例えばIT関係など）が創設され・・・社会経済情勢の変化も踏まえ、特別加入の対象範囲や運用方法等について、適切かつ現代に合った制度運用となるよう見直しを行う必要がある。」とされたこと等を踏まえ、特別加入制度の対象を拡大してきた。

近年の特別加入対象となった事業又は作業 ※日付は施行日

令和3年4月1日に以下の業務を第2種特別加入の対象に追加

- ・芸能従事者及びアニメーション制作従事者
- ・柔道整備師及び創業支援措置に基づく事業を行う高年齢者

令和3年9月1日に以下の業務を第2種特別加入の対象に追加

- ・自転車配達員
- ・情報処理に係る作業

令和4年4月1日に以下の業務を第2種特別加入の対象に追加

- ・あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師

令和4年7月1日に以下の業務を第2種特別加入の対象に追加

- ・歯科技工士

令和6年11月1日に以下の業務を第2種特別加入の対象に追加

- ・特定フリーランス事業（※）

（参考）昭和40年の特別加入制度成立時における対象業種

○労災保険法施行規則施行規則の一部を改正する省令（昭和40年労働省令第18号）

第46条の17 法第34条の11第3号の労働省令で定める種類の事業は、次のとおりとする。

- 一 自動車を使用して行なう旅客又は貨物の運送の事業
- 二 建設の事業
- 三 漁船による水産動植物の採捕の事業

第46条の18 法第34条の11第5号の労働省令で定める種類の作業は、次のとおりとする。

- 一 農業における土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽培若しくは採取の作業であつて、労働大臣が定める種類の機械を使用するもの
- 二 職業安定法（昭和22年法律第141号）第26条第1項第3号の訓練として行なわれる作業

（※）特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する特定受託事業者が同条第5項に規定する業務委託事業者から同条第3項に規定する業務委託を受けて行う事業又は特定受託事業者が業務委託事業者以外の者から委託を受けて行う特定受託事業と同種の事業であつて、他に特別加入可能な事業または作業を除くもの。
（令和6年4月26日付基発0426第2号「労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について」）

対象者

① 第1種：中小事業主等

② 第2種：

○次の事業に従事する者（一人親方その他の自営業者）

労災則第46条の17で

- タクシー業、貨物運送業及び自転車による貨物運送の業等 ○建設業
- 漁船による水産動植物の採捕の事業 ○植林、伐採、木炭製造等を行う林業 ○医薬品の配置販売の事業
- 廃品回収業、再生資源取扱業 ○船員法第1条に規定する船員が行う事業
- 柔道整備師が行う事業 ○創業支援等措置に基づき高年齢者が行う事業
- あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師が行う事業 ○歯科技工士が行う事業
- 特定フリーランス事業（他の第2種特別加入の区分に該当しない事業又は作業が対象）

○次の作業に従事する者（特定作業従事者）

労災則第46条の18で

- 一定規模の農業の事業場において行う危険有害な農作業 ○特定の農業機械を用いる一定範囲の農作業
- 国、地方公共団体が実施する職場適応訓練又は事業主団体等委託訓練として行われる作業
- 危険有害な作業に従事する家内労働者等が行う作業（プレス機械を使う加工作業等の特定のもの）
- 労働組合等の常勤役員が行う集会の運営、団体交渉等の労働組合等の活動に係る作業
- 介護関係業務に係る作業及び家事支援作業 ○芸能の提供の作業または演出・企画の作業
- アニメーションの制作作業 ○情報処理システムの設計、開発、管理、監査その他の情報処理に係る作業

③ 第3種：海外派遣者

（参考）労災則第46条の17で定める事業と同規則第46条の18で定める作業の考え方について

- 労災則第46条の17で定める事業を行う一人親方等と同規則第46条の18で定める作業を行う特定作業は、業法等によって事業の範囲を明確にできるものを一人親方等に位置づけ、必ずしも事業の範囲が明確でないものは特定作業に位置づけている。なお、コンメンタールでは以下のように記載されている。

一人親方などの自営業者及びその者が行う事業に従事する労働者以外の者については、その業務の危険度、業務の範囲を明確に特定できるか（業務災害の認定など保険関係の適用処理の技術的可能性）の観点から、特別加入できる事業が定められたものである。

また、特定作業従事者については、農業の機械化に伴う業務災害の増加傾向に鑑み、特に災害発生危険性が高い一定の農作業に従事する者に特別加入の道を開くとともに、労基法上の労働者ではないが、その作業の実態、災害の発生状況などから一般労働者と同様に取り扱うことが妥当と考えられる職場適応訓練生及び事業主団体等委託訓練生や、危険有害な作業に従事する家内労働者、労働組合等の常勤役員についても、特別加入することができることにしたものである。

（厚生労働省労働基準局労災管理課編「八訂新版 労働者災害補償保険法-労働法コンメンタール5-」 p 622）

(参照条文) 第2種特別加入について

【労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）】

第33条 次の各号に掲げる者(第2号、第4号及び第5号に掲げる者にあつては、労働者である者を除く。)の業務災害、複数業務要因災害及び通勤災害に関しては、この章に定めるところによる。

- 一・二 (略)
- 三 厚生労働省令で定める種類の事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者
- 四 前号の者が行う事業に従事する者
- 五 厚生労働省令で定める種類の作業に従事する者
- 六・七 (略)

【労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）】

第46条の17 法第33条第3号の厚生労働省令で定める種類の事業は、次のとおりとする。

- 一 自動車を使用して行う旅客若しくは貨物の運送の事業又は原動機付自転車若しくは自転車を使用して行う貨物の運送の事業
- 二 土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、原状回復、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業
- 三 漁船による水産動植物の採捕の事業(七に掲げる事業を除く。)
- 四 林業の事業
- 五 医薬品の配置販売の事業
- 六 再生利用の目的となる廃棄物等の収集、運搬、選別、解体等の事業
- 七 船員法第1条に規定する船員が行う事業
- 八 柔道整復師法(昭和45年法律第19号)第2条に規定する柔道整復師が行う事業
- 九 高年齢者の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第10条の2第2項に規定する創業支援等措置に基づき、同項第1号に規定する委託契約その他の契約に基づいて高年齢者が新たに開始する事業又は同項第2号に規定する社会貢献事業に係る委託契約その他の契約に基づいて高年齢者が行う事業であつて、厚生労働省労働基準局長が定めるもの
- 十 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)に基づくあん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゆう師が行う事業
- 十一 歯科技工士法(昭和30年法律第168号)第2条に規定する歯科技工士が行う事業
- 十二 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(令和5年法律第25号)第2条第1項に規定する特定受託事業者(以下「特定受託事業者」という。)が同条第5項に規定する業務委託事業者(以下単に「業務委託事業者」という。)から同条第3項に規定する業務委託を受けて行う事業(以下「特定受託事業」という。)又は特定受託事業者が業務委託事業者以外の者から委託を受けて行う特定受託事業と同種の事業であつて、厚生労働省労働基準局長が定めるもの

第46条の18 法第33条第5号の厚生労働省令で定める種類の作業は、次のとおりとする。

- 一 農業(畜産及び養蚕の事業を含む。)における次に掲げる作業
- イ 厚生労働大臣が定める規模の事業場における土地の耕作若しくは開墾、植物の栽培若しくは採取又は家畜(家きん及びみつばちを含む。)若しくは蚕の飼育の作業であつて、次のいずれかに該当するもの
 - (1) 動力により駆動される機械を使用する作業
 - (2) 高さが2メートル以上の箇所における作業

(次ページに続く)

(参照条文) 第2種特別加入について

- (3) 労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)別表第6第7号に掲げる酸素欠乏危険場所における作業
- (4) 農薬の散布の作業
- (5) 牛、馬又は豚に接触し、又は接触するおそれのある作業
- ロ 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽培若しくは採取の作業であつて、厚生労働大臣が定める種類の機械を使用するもの
- 二 国又は地方公共団体が実施する訓練として行われる作業のうち次に掲げるもの
 - イ 求職者を作業環境に適応させるための訓練として行われる作業
 - ロ 求職者の就職を容易にするために必要な技能を習得させるための職業訓練であつて事業主又は事業主の団体に委託されるもの(厚生労働大臣が定めるものに限る。)として行われる作業
- 三 家内労働法(昭和45年法律第60号)第2条第2項の家内労働者又は同条第4項の補助者が行う作業のうち次に掲げるもの
 - イ プレス機械、型付け機、型打ち機、シヤ、旋盤、ボール盤又はフライス盤を使用して行う金属、合成樹脂、皮、ゴム、布又は紙の加工の作業
 - ロ 研削盤若しくはバフ盤を使用して行う研削若しくは研ま又は溶融した鉛を用いて行う金属の焼入れ若しくは焼きもどしの作業であつて、金属製洋食器、刃物、バルブ又はコツクの製造又は加工に係るもの
 - ハ 労働安全衛生法施行令別表第6の2に掲げる有機溶剤若しくは有機溶剤中毒予防規則(昭和47年労働省令第36号)第1条第1項第2号の有機溶剤含有物又は特定化学物質障害予防規則(昭和47年労働省令第39号)第2条第1項第3号の3の特別有機溶剤等を用いて行う作業であつて、化学物質製、皮製若しくは布製の履物、靴かばん、袋物、服装用ベルト、グラブ若しくはミット又は木製若しくは合成樹脂製の漆器の製造又は加工に係るもの
 - ニ じん肺法(昭和35年法律第30号)第2条第1項第3号の粉じん作業又は労働安全衛生法施行令別表第4第6号の鉛化合物(以下「鉛化合物」という。)を含有する釉ゆう薬を用いて行う施釉ゆう若しくは鉛化合物を含有する絵具を用いて行う絵付けの作業若しくは当該施釉ゆう若しくは絵付けを行った物の焼成の作業であつて陶磁器の製造に係るもの
 - ホ 動力により駆動される合糸機、撚ねん糸機又は織機を使用して行う作業
 - ヘ 木工機械を使用して行う作業であつて、仏壇又は木製若しくは竹製の食器の製造又は加工に係るもの
- 四 労働組合法(昭和24年法律第174号)第2条及び第5条第2項の規定に適合する労働組合その他これに準ずるものであつて厚生労働大臣が定めるもの(常時労働者を使用するものを除く。以下この号において「労働組合等」という。)の常勤の役員が行う集会の運営、団体交渉その他の当該労働組合等の活動に係る作業であつて、当該労働組合等の事務所、事業場、集会場又は道路、公園その他の公共の用に供する施設におけるもの(当該作業に必要な移動を含む。)
- 五 日常生活を円滑に営むことができるようにするための必要な援助として行われる作業であつて、次のいずれかに該当するもの
 - イ 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成4年法律第63号)第2条第1項に規定する介護関係業務に係る作業であつて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練又は看護に係るもの
 - ロ 炊事、洗濯、掃除、買物、児童の日常生活上の世話及び必要な保護その他家庭において日常生活を営むのに必要な行為
- 六 放送番組(広告放送を含む。)、映画、寄席、劇場等における音楽、演芸その他の芸能の提供の作業又はその演出若しくは企画の作業であつて、厚生労働省労働基準局長が定めるもの
- 七 アニメーションの制作の作業であつて、厚生労働省労働基準局長が定めるもの
- 八 情報処理システム(ネットワークシステム、データベースシステム及びエンベデッドシステムを含む。)の設計、開発(プロジェクト管理を含む。)、管理、監査、セキュリティ管理若しくは情報処理システムに係る業務の一体的な企画又はソフトウェア若しくはウェブページの設計、開発(プロジェクト管理を含む。)、管理、監査、セキュリティ管理、デザイン若しくはソフトウェア若しくはウェブページに係る業務の一体的な企画その他の情報処理に係る作業であつて、厚生労働省労働基準局長が定めるもの

特別加入制度について

現状

- 第2種特別加入については、一人親方等又は特定作業従事者の団体（以下「特別加入団体」という。）を事業主としてみなして労災保険を適用している。

<労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）>

第35条 第33条第3号に掲げる者の団体又は同条第5号に掲げる者の団体が、当該団体の構成員である同条第3号に掲げる者及びその者に係る同条第4号に掲げる者又は当該団体の構成員である同条第5号に掲げる者の業務災害、複数業務要因災害及び通勤災害（これらの者のうち、住居と就業の場所との間の往復の状況等を考慮して厚生労働省令で定める者にあつては、業務災害及び複数業務要因災害に限る。）に関してこの保険の適用を受けることにつき申請をし、政府の承認があつたときは、第3章第1節から第3節まで（当該厚生労働省令で定める者にあつては、同章第1節から第2節の2まで）、第3章の2及び徴収法第2章から第6章までの規定の適用については、次に定めるところによる。

- 一 当該団体は、第3条第1項の適用事業及びその事業主とみなす。
 - 二 （略）
 - 三 当該団体に係る第33条第3号から第5号までに掲げる者は、第1号の適用事業に使用される労働者とみなす。
 - 四～七 （略）
- ②～⑤ （略）

- 特別加入団体については、労災則第46条の23第2項に基づき、業務災害防止に関して講ずべき措置を定める等の義務がある。これは、一般の労働者であれば、労働安全衛生法等に基づき、事業主が業務災害防止の措置を講ずるものとされているが、一人親方等又は特定作業従事者は、一部の法令を除き業務災害防止の措置を義務付ける法令が存しないことから、一般の労働者との均衡を考慮して定められたものである。

（厚生労働省労働基準局労災管理課編『八訂新版 労働者災害補償保険法-労働法コンメンタール5-』p669-670）

<労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）>

第46条の23 （略）

- 2 法第35条第1項の申請をしようとする団体（第46条の17第7号に掲げる事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者の団体及び第46条の18第3号に掲げる作業に従事する者の団体を除く。）は、あらかじめ、法第33条第3号から第5号までに掲げる者の業務災害の防止に関し、当該団体が講ずべき措置及びこれらの者が守るべき事項を定めなければならない。

特別加入団体の要件

現状

- 労災保険法第35条第1項の承認にあたっては、特別加入団体は下記5点の要件を満たす必要がある。（昭和40年11月1日付け基発第1454号「労働者災害補償保険法の一部を改正する法律第2条の規定の施行について」）

ア 一人親方等又は特定作業従事者の相当数を構成員とする単一団体であること。

イ その団体が法人であるかどうかは問わないが、構成員の範囲、構成員である地位の得喪の手続などが明確であること。

その他団体の組織、運営方法などが整備されていること。

ウ その団体の定款などに規定された事業内容からみて労働保険事務の処理が可能であること。

エ その団体の事務体制、財務内容などからみて労働保険事務を確実に処理する能力があると認められること。

オ その団体の地区が、団体の主たる事務所の所在地を中心として、通達の別表に定める区域に相当する区域（※）を超えないものであること。

※ 例：東京都が主たる事務所の所在地である場合は、茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・神奈川県・山梨県・静岡県。

最近の見直し

- オの要件（地域要件）については、令和3年4月より、近隣の都道府県の区域を超えるブロックにおいて、災害防止等に関する研修会等を実施する場合には、当該ブロックにおいて事務処理を認めることとし、事務処理区域の柔軟化を行った。

（令和3年3月9日付け基発0309第1号「労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令及び労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について」）

- また、特定フリーランス事業に係る特別加入団体については、上記の要件に加え、下記4点も要件としている。

① 特別加入団体になろうとする者（その母体となる団体を含む。）が、特定の業種に関わらないフリーランス全般の支援のための活動の実績を有していること。

② 全国を単位として特別加入事業を実施すること。その際には、都道府県ごとに加入希望者が訪問可能な事務所を設けること。

③ 加入者等に対し、加入、脱退、災害発生時の労災給付請求等の各種支援を行うこと。

④ 加入者に、適切に災害防止のための教育を行い、その結果を厚生労働省に報告すること。

(参考) 特別加入制度の状況

○中小事業主等 事業主数 … 65万640人
 家族従事者又は役員等数 … 43万4,542人

	事業主数	家族従事者又は役員等数
林業	2,436人	987人
漁業	1,469人	1,057人
鉱業	274人	319人
建設事業	329,041人	131,829人
製造業	88,694人	91,205人
運輸業	10,760人	9,728人
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	152人	185人
その他の事業	216,932人	198,449人
船舶所有者の事業	882人	783人

○一人親方等 加入者数 … 63万7,287人
 団体数 … 3,539団体

個人タクシー・個人貨物運送業者	177団体	8,235人
建設業の一人親方	3,125団体	624,823人
漁船による自営漁業者	62団体	1,302人
林業の一人親方	110団体	1,869人
医薬品の配置販売業者	11団体	83人
再生資源取扱業者	21団体	326人
船員法第1条に規定する船員	18団体	70人
柔道整復師	6団体	101人
創業支援等措置	1団体	8人
あん摩はりきゅう師	6団体	426人
歯科技工士	2団体	44人

○特定作業従事者 加入者数 … 9万9,585人
 団体数 … 1,154団体

危険有害な農作業		
特定農作業	425団体	61,070人
指定農業機械作業	368団体	27,740人
訓練として行われる作業		
職場適応訓練	38団体	156人
事業主団体等委託訓練	106団体	6,414人
家内労働		
金属等の加工の作業	25団体	119人
洋食器・刃物等の加工の作業	4団体	23人
履物等の加工の作業	4団体	24人
陶磁器製造の作業	1団体	0人
動力機械による作業	7団体	40人
仏壇・食器の加工の作業	0団体	0人
労働組合等常勤役員が行う作業	3団体	45人
介護作業・家事支援作業	153団体	1,714人
芸能関係作業	14団体	1,909人
アニメーション制作作業	1団体	32人
ITフリーランス	5団体	299人

○海外派遣者 加入者数 … 8万241人
 事業場数 … 9,871事業場

技術協力（JICA等）	19事業場	1,883人
労働者	7,107事業場	71,346人
代表者等	2,745事業場	7,012人

特別加入者数 合計:190万2,295人
 (いずれも令和5年度末時点)

(参考) 特別加入者の労災保険給付に係る新規受給状況 (令和5年度実績)

○中小事業主等 新規受給者数 … 1万1,287人

○一人親方等 新規受給者数 … 1万4,373人

個人タクシー・個人貨物運送業者	246人
建設業の一人親方	13,832人
漁船による自営漁業者	128人
林業の一人親方	136人
医薬品の配置販売業者	2人
再生資源取扱業者	13人
船員法第1条に規定する船員	1人
柔道整復師	6人
創業支援等措置	2人
あん摩はりきゅう師	6人
歯科技工士	1人

○特定作業従事者 新規受給者数 … 2,272人

危険有害な農作業	
特定農作業	1933人
指定農業機械作業	249人
訓練として行われる作業	
職場適応訓練	1人
事業主団体等委託訓練	5人
家内労働	
金属等の加工の作業	4人
洋食器・刃物等の加工の作業	1人
履物等の加工の作業	0人
陶磁器製造の作業	0人
動力機械による作業	0人
仏壇・食器の加工の作業	0人
労働組合等常勤役員が行う作業	3人
介護作業・家事支援作業	10人
芸能関係作業	65人
アニメーション制作作業	0人
ITフリーランス	1人

○海外派遣者 新規受給者数 … 31人

(参考) 特別加入団体が行う災害防止措置の実施事例

- 業務災害防止措置に関する研修会を加入者に対して実施し、業務災害の予防方法や災害発生時の現状等の講習を行う。
- 業務災害防止に資する内容のテキストや動画、メールマガジンを加入者に対して提供する。
- 災害防止措置に関して加入者が守るべき事項を定め、遵守を呼びかける。

(参考) 特別加入団体の災害防止に関する取組事例

特別加入団体の取組には、研修会やメールマガジン等により、労災保険の案内のほか、労災事故や不安全行動の事例紹介、事故防止対策の事例・規定の共有により加入者の意識啓発を図る等の取組が見られる。

業務災害防止措置に関する研修会の研修内容

<研修の内容>

- 一人親方等の安全衛生管理、建設業における労働災害発生の課題、災害発生の仕組み、統括安全衛生管理体制、安全衛生活動の進め方、リスクアセスメント等の災害防止について
- 直近1年間の労災事故の事例紹介、労働安全ビデオの上映、建設現場での不安全行動について
- 芸能従事者の就業中の事故防止対策等の徹底について・事例共有・規程の確認等
- 労働組合活動における安全衛生対策について
- メンタルヘルス維持講習

<研修の形式>

- 特別加入の加入時に動画視聴を義務付けし、LINEの公式アカウントにて双方向の質疑応答を実施
- 施術所内における危険の把握について、各地域を訪問して個別研修を実施

等

業務災害防止に資する内容のメールマガジン等の内容

- コロナ対策、労災保険の使い方、健康コラムについて
- 労災病院のかかり方、健康コラム、メンタルケアについて
- 事故発生届の書き方、コロナ対策、メンタルケアについて

(注) 厚生労働省労働基準局労災管理課調べ。

社会復帰促進等事業

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

社会復帰促進等事業について

現行制度

給付的な社会復帰促進等事業（以下「社復事業」という。）の処分性について、労災就学援護費と同様の性質を有する給付的な社復事業については、局長通知により処分性があるものとして取り扱われている一方、特別支給金については、処分性がないものとして取り扱われている。

労災保険法に基づく処分のうち、保険給付に係る決定に対する不服申立てについては、労働保険審査官及び労働保険審査会法（以下「労審法」という。）によることとされ、不服申立ての一般法である行政不服審査法（以下「行審法」という。）の手続の一部が適用除外されている一方、社復事業による労働者やその家族への給付に対する不服申立てについては、このような規定はなく、行審法によることとなっている。

論点

- ① **社復事業として実施されている労働者やその家族に対する給付について、従来は処分性が認められてこなかった特別支給金も含めて処分性を認め、審査請求や取消訴訟の対象とすることについてどのように考えるか。**
- ② **労働者等に対する給付的な社復事業に対する不服申立てについては、保険給付と同様に労審法の対象とすることについてどのように考えるか。**

研究会中間報告書（抜粋）

社復事業として実施される労働者やその家族に対する給付については、従来は処分性が認められなかった特別支給金も含めて処分性を認め、審査請求や取消訴訟の対象とすることが適当と考える。

（中略）労働者等に対する給付的な社復事業に対する不服申立てについては、国民のわかりやすさや利便性の観点から、保険給付と同様に労審法の対象とすることが適当と考える。

保険給付と社会復帰促進等事業の給付との関係

制度概要・経緯

- 労災保険制度では、被災労働者等への保険給付に加え、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等を図ることを目的に（第1条）、「社会復帰促進等事業」（第29条）を実施している。
- 現在の社会復帰促進等事業の前身である「労働福祉事業」は、労働基準法等に定められている事業主責任の履行の促進に資する事業として創設されたが、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）等において、特別会計改革の一環として「廃止も含め徹底的な見直し」を行うことされ、労働福祉事業見直し検討会（平成18年）に於ける検討を経て、事業の位置づけを以下のとおり整理した。
 - （1）被災労働者の社会復帰を促進するために必要な事業
 - （2）被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業
 - （3）保険給付事業の健全な運営のために必要な事業（労災保険給付の抑制に資する労働災害の防止、職場環境の改善等の事業）
 なお、この際、従来、「労働条件確保事業」とされた事業のうち、未払賃金立替払事業については（3）の事業と位置づけられた。
- 上記を踏まえた平成19年改正において、名称を「労働福祉事業」から「社会復帰促進等事業」に改めた。

（参考）労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）（抄）

第29条 政府は、この保険の適用事業に係る労働者及びその遺族について、社会復帰促進等事業として、次の事業を行うことができる。

- 一 療養に関する施設及びリハビリテーションに関する施設の設置及び運営その他業務災害、複数業務要因災害及び通勤災害を被った労働者（次号において「被災労働者」という。）の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業
- 二 被災労働者の療養生活の援護、被災労働者の受ける介護の援護、その遺族の就学の援護、被災労働者及びその遺族が必要とする資金の貸付けによる援護その他被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業
- 三 業務災害の防止に関する活動に対する援助、健康診断に関する施設の設置及び運営その他労働者の安全及び衛生の確保、保険給付の適切な実施の確保並びに賃金の支払の確保を図るために必要な事業

事業の種類	保険給付との関係	具体的な事業 ※下線は支給対象者が被災労働者や家族・遺族以外の事業
社会復帰を促進するために必要な事業 （法29条1項1号）	給付事業と一体的に行われるべきもの	義肢等補装具費、外科後処置、アフターケア及び通院費、労災はり・きゆう特別援護措置、振動障害社会復帰援護金、頭頸部外傷症候群等に対する職能回復援護、 <u>（独）健安機構運営費、CO中毒患者に係る特別対策事業、労災疾病臨床研究事業費補助金</u>
被災労働者及び遺族の援護を図るために必要な事業 （法29条1項2号）	災害補償給付を補完するもの	労災就学援護費、労災就労保育援護費、休業補償特別援護金、長期家族介護者援護金、CO特措法に基づく介護料、特別支給金（特別支給一時金、ボーナス特別支給金） <u>労災ケアサポート事業経費、労災診療被災労働者援護事業補助事業費</u>
労働者の安全及び衛生の確保の事業 （法29条1項3号）	保険給付を抑制し、保険給付事業の適正な運営に資するもの	未払賃金立替払事務実施費 <u>過労死等防止対策推進経費、安全衛生啓発指導等経費、職業病予防対策の推進、じん肺等対策事業、職場における受動喫煙対策事業</u>

社会復帰促進等事業の給付に係る審査請求の在り方

1. 社会復帰促進等事業の処分性について

- 平成15年の判決（下記参照）を踏まえ、**労災就学援護費と同様の性質を有するとされる社会復帰促進等事業については、処分性があるものとされた。**（平成22年12月27日付け基発1227第1号「社会復帰促進等事業として行われる事業に係る支給、不支給決定等の処分性について」、平成26年7月10日付け基発0710第5号「社会復帰促進等事業として行われる事業に係る支給、不支給決定等の処分性について」の一部改正について）
- また、社会復帰促進等事業に係る審査請求に対する行政不服審査会の答申（平成29年度答申第28号）等において、処分性のある社会復帰促進等事業の実施について厚生労働省令で定める必要がある旨の指摘がなされたことを踏まえ、**上記通達において処分性があると整理されている社会復帰促進等事業については、令和2年に労災則に規定が設けられた**（令和2年厚生労働省令第70号）。

2. 労災就学援護費に関する判例

- 従来、社会復帰促進等事業は保険給付とは異なり処分性がないものと取り扱ってきたが、平成15年の最高裁判決によって社会復帰促進等事業の一つである労災就学援護費に処分性があると判決がなされた。

【最高裁判所平成15年9月4日（平成11年（行ヒ）第99号）（抄）】

法23条1項2号は、政府は、労働福祉事業として、遺族の就学の援護等、被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業を行うことができると規定し、同条2項は、労働福祉事業の実施に関して必要な基準は労働省令で定めると規定している。これを受けて、労働省令である労働者災害補償保険法施行規則（平成12年労働省令第2号による改正前のもの）1条3項は、労災就学援護費の支給に関する事務は、事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長が行うと規定している。そして、「労災就学援護費の支給について」と題する労働省労働基準局長通達（昭和45年10月27日基発第774号）は、労災就学援護費は法23条の労働福祉事業として設けられたものであることを明らかにした上、その別添「労災就学等援護費支給要綱」において、労災就学援護費の支給対象者、支給額、支給期間、欠格事由、支給手続等を定めており、所定の要件を具備する者に対し、所定額の労災就学援護費を支給すること、労災就学援護費の支給を受けようとする者は、労災就学等援護費支給申請書を業務災害に係る事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長に提出しなければならず、同署長は、同申請書を受け取ったときは、支給、不支給等を決定し、その旨を申請者に通知しなければならないこととされている。

このような労災就学援護費に関する制度の仕組みにかんがみれば、法は、労働者が業務災害等を被った場合に、政府が、法第3章の規定に基づいて行う保険給付を補完するために、労働福祉事業として、保険給付と同様の手続により、被災労働者又はその遺族に対して労災就学援護費を支給することができる旨を規定しているものと解するのが相当である。そして、被災労働者又はその遺族は、上記のとおり、所定の支給要件を具備するときは所定額の労災就学援護費の支給を受けることができるという抽象的な地位を与えられているが、**具体的に支給を受けるためには、労働基準監督署長に申請し、所定の支給要件を具備していることの確認を受けなければならず、労働基準監督署長の支給決定によって初めて具体的な労災就学援護費の支給請求権を取得するもの**といわなければならない。

そうすると、労働基準監督署長の行う労災就学援護費の支給又は不支給の決定は、法を根拠とする優越的地位に基づいて一方的に行う公権力の行使であり、被災労働者又はその遺族の上記権利に直接影響を及ぼす法的効果を有するものであるから、抗告訴訟の対象となる行政処分当たると解するのが相当である。

3. 労働者等向けの社会復帰促進等事業の現状

執行額・支給件数はR4年度実績

制度名 ◎は処分性があるとされているもの。		概要	執行額 (百万円)	支給実績
◎	義肢等補装具費 （労災則第25条）	義肢等補装具業者との契約により義肢等補装具を注文、製作等した場合において、その費用を被災労働者本人又は委任された義肢等補装具業者に対し支給。また、義肢等補装具の採型等に要する旅費を支給。	3,324	(実人員) 義肢:4,741人 旅費:93人
◎	外科後処置 （労災則第26条）	外科後処置により障害（補償）等給付の原因である障害によって喪失した労働能力を回復し、又は醜状を軽減し得る見込みのある者等に対し、実施医療機関において手術その他の医療等の給付を行うもの。また、外科後処置のため通院に要する費用を支給するもの	28	(実人員) 処置:65人 旅費:6人
◎	アフターケア （労災則第28条）、 アフターケア通院費 （労災則第29条）	症状固定後も後遺症状の程度に増減又は変動がある場合のほか、後遺障害に付随する疾病を発症させるおそれのあるせき髄損傷、精神障害等の20傷病を対象として、医療機関での診察、保健指導、薬剤の支給及び検査等の必要な措置を行う。また、アフターケアのための通院に要する費用を支給する。	2,932	アフターケア: 355,654件 通院費: 6,528件
◎	労災はり・きゆう施術特別援護措置 （労災則第27条）、 振動障害者社会復帰援護金 （労災則第30条）、 頭頸部外傷症候群等に対する職能回復援護 （労災則第31条）	振動障害者等支給対象者に対し、就職準備金その他移転等に要する費用や、職場転換等を行った当該労働者の賃金助成、訓練、講習の費用等を支給する。	290	はり・きゆう: 145件 振動障害: 227件 頭頸部:0件
◎	労災就学援護費 （労災則第33条）、 労災就労保育援護費 （労災則第34条）	労災年金受給者等に対し、その子供等に係る学資等の支弁が困難であると認められるもの及び就労のために子供の保育の必要が認められるものについて、学資等の一部を支給する労災就学援護費と、保育に係る費用の一部を援護する。	2,061	(受給対象者数) 就学援護: 7,262人 就労保育: 266人
◎	休業補償特別援護金 （労災則第35条）	労働基準法第76条に基づき使用者が行う休業3日目までの休業補償について、事業場の廃止等、やむをえない事由で受けることができない被災者に対し、休業補償3日分相当額を支給する。	1	30件
◎	長期家族介護者援護金 （労災則第36条）	要介護状態にある重度被災労働者が業務外の事由により死亡した場合に長期にわたり介護に当たってきた遺族に対して、遺族の生活の激変を緩和し自立した生活への援助を行う観点から生活転換援護金（一時金100万円）を支給する。	47	47件
	特別支給金（特別支給一時金）、特別支給金（ボーナス特別支給金） （特支金則）	被災労働者等への保険給付に加え、社会復帰促進等事業（法第29条）として保険給付に上乗せして特別支給金を支給している。被災労働者やその遺族の福祉を増進させるため、損害の填補の性質を有する保険給付とは性格を異にするもの。	87,958	1,465,525件
	一酸化炭素中毒特措法に基づく介護料支給費 （同規則）	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関し、一酸化炭素中毒症にかかった労働者に対して特別な援護措置として介護料の支給を行う。	5	(実人員) 11人

社会復帰促進等事業の給付（対労働者）に係る審査請求について

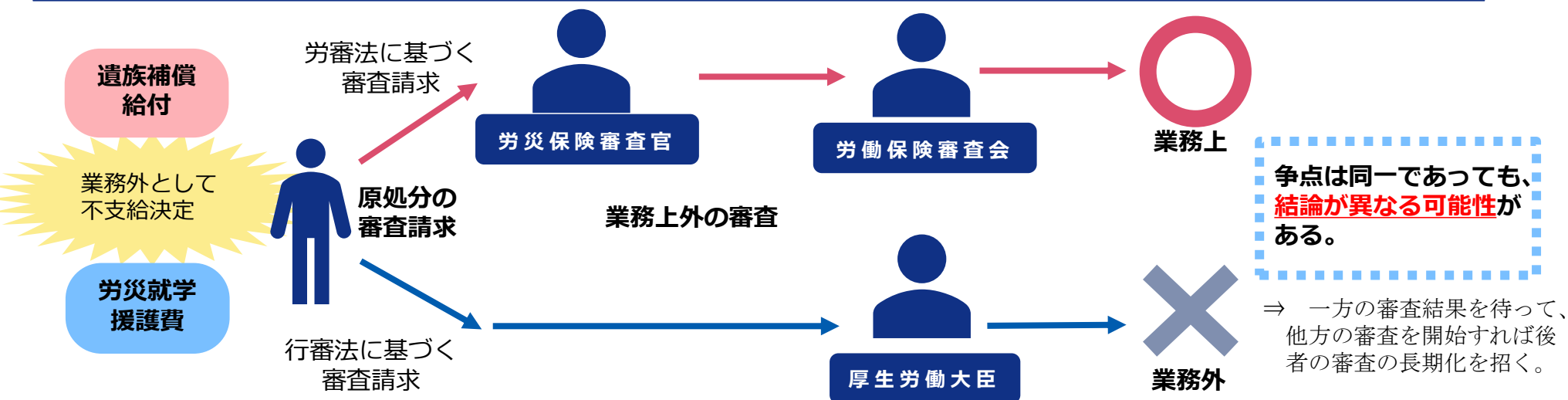
1. 現状

- 労災保険法に基づく処分のうち、保険給付に関する決定については、行政不服審査法に基づく審査請求ではなく、労働保険審査官及び労働保険審査会法（以下「労審法」という。）に基づく審査請求及び再審査請求をすることとされている。（労災保険法第38条）

2. 課題

- 労災保険給付に係る業務上外の判断など、保険給付と社会復帰促進等事業の給付に共通する同一事案に係る同一の争点について、異なる組織で、異なる判断がなされ得る。仮に一方が棄却となり、一方が認容となれば、行政実務上の矛盾が生じかねない。
（※）このような事例について、保険給付に係る審査請求又は再審査請求の裁決を待って社会復帰促進等事業に係る審査を進めるという対応をとれば、裁決までの期間が長期化する結果となる。
- 労災保険給付と社会復帰促進等事業の給付は、密接に関連した給付であるにもかかわらず、審査請求先が異なることで双方の連動した審査を速やかに行うことが困難となっている。

具体例：業務外を理由として遺族補償給付及び労災就学援護費が不支給決定された場合に想定される課題



社会復帰促進等事業の給付（対労働者）に係る審査請求について

総務省の答申

- 現行の社会復帰促進等事業に係る審査請求の在り方については、総務省行政不服審査会の答申において、以下のとおり指摘されている。

【令和3年7月26日付け総務省行政不服審査会令和3年度答申第23号（抄）】

当審査会は、本件と同様の労災就学援護費の不支給決定に対する審査請求事件についての令和元年度の答申（答申第15号、第41号及び第79号）において、次の指摘をしている（なお、最近の答申（令和2年度答申第89号、令和3年度答申第14号及び第17号）でも、同旨の指摘をしている。）。

ア （略）

イ 審査庁が上記アの運用を相当と考えているのであれば、労災就学援護費の支給は、遺族補償年金の支給決定がされていることを前提としているから、労災就学援護費の不支給決定に対する不服も遺族補償年金の不支給決定に対する審査請求の手段の中で争うことができる制度への変更を検討すべきである。（略）

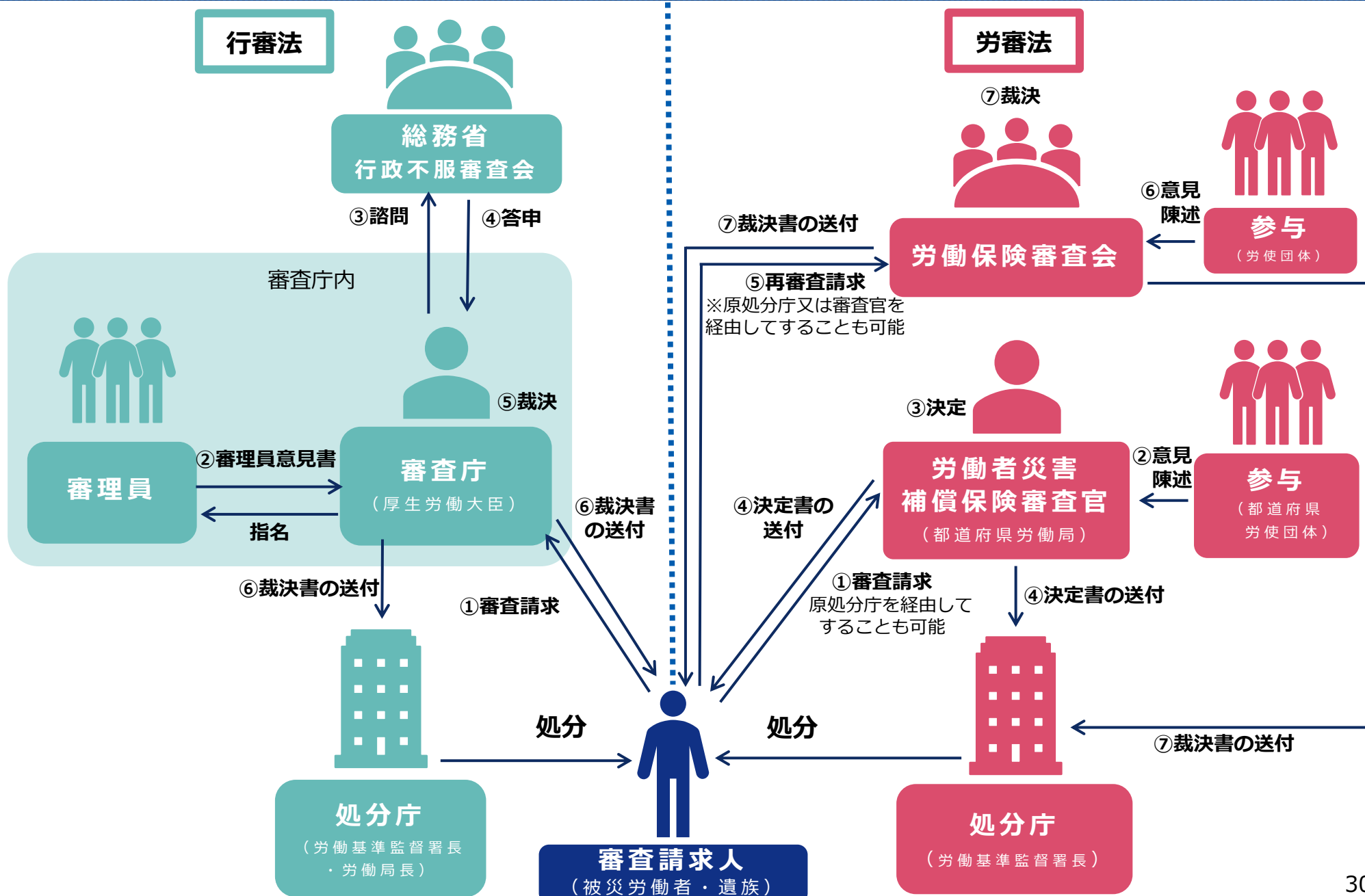
ウ （略）

しかし、遺族補償年金の不支給決定に対する審査請求の手段と労災就学援護費の不支給決定に対する審査請求の手段が別個に設けられていること自体が審査請求人の負担となっているのであるから、審査庁においては、労災就学援護費の不支給決定に対する不服も遺族補償年金の不支給決定に対する審査請求の手段の中で争うことができる制度への変更を真剣に検討すべきである。

【令和3年11月5日付け総務省行政不服審査会令和3年度答申第45号（抄）】

現行制度の下では、遺族補償年金に係る審査請求の手段と労災就学援護費に係る審査請求の手段が別個に設けられている。その趣旨に鑑みると、それぞれの手段は、本来、独立して迅速に進めるべきである。しかしながら、審査庁は、遺族補償年金に係る審査請求の手段と労災就学援護費に係る審査請求の手段が並行して進められている場合には、前者の審査請求の手段の帰結（審査請求の結論、再審査請求の有無及び結論）を待って、後者の審査請求の手段を進めるという運用をしているようであり（当審査会の令和元年度答申第15号及び第41号参照）、本件でも、その運用に従ったと考えられる。仮に審査庁が上記の運用が相当であると考えているのであれば、労災就学援護費の不支給決定に対する不服も遺族補償年金の不支給決定に対する不服の中で争うことができる制度への変更を検討すべきである。こうした制度への変更が実現すれば、二つの審査請求の手段を別個に進めなければならないという現行制度における国民の負担をなくすることができ、簡易迅速な手段の下で国民の権利利益の救済を図る（行政不服審査法1条参照）ことができることになる。審査庁における真摯な検討が望まれる。

【参考】社会復帰促進等事業及び保険給付に係る審査請求の流れ（行審法と労審法）



(参考) 労災保険制度概要



労働者災害補償保険制度の概要

趣旨・目的

- 労災保険は、**労働者の業務災害、複数業務要因災害（※）及び通勤災害に対して迅速かつ公正な保護をするために保険給付**を行い、あわせて被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等を図ることにより、**労働者の福祉の増進に寄与することを目的**としている。
※ 複数業務要因災害とは、複数事業労働者（傷病等が生じた時点において、事業主が同一でない複数の事業場に同時に使用されている労働者をいう。）の2以上の事業の業務を要因とする傷病等のことをいう。
- 労働者の業務災害については、使用者は労働基準法に基づく災害補償責任を負っているが、同法の災害補償に相当する労災保険給付が行われる場合には、この責任は免除され、**労災保険が実質的に事業主の災害補償責任を担保する役割を果たしている**。



概要・仕組み

- 労働者災害補償保険法により、**原則として労働者を使用するすべての事業に適用する**。
対象外：
・ 国家公務員、地方公務員（現業の非常勤を除く。）
・ 農業、林業、水産業のうち一定の要件に当てはまる事業（暫定任意適用事業）
- 主な保険給付は、**療養（補償）等給付、休業（補償）等給付、障害（補償）等給付、遺族（補償）等給付等**がある。
また、**労災保険の附帯事業として社会復帰促進等事業**があり、被災労働者の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業や、労働者の安全と衛生の確保などのために必要な事業等を行う。
- **原則として事業主の負担する保険料**によって賄われ、労働保険特別会計労災勘定によって経理。

労働者災害補償保険制度の概要②

基本データ

預託金利子収入
980億円
(令和5年度決算)

保険料収入
9,141億円
(令和5年度決算)

保険料収納率
99.1%
(令和5年度)

保険給付等
8,062億円
(令和5年度決算)



労災保険適用労働者
(特別加入含む)

約6,202万人
(令和5年度末)



政府



新規受給者数
781,432人
(令和5年度)



年金受給者数
184,434人
(令和5年度末)

社会復帰促進等事業
755億円
(令和5年度決算)



義肢・車椅子等の支給



業務災害の防止に関する活動援助

労災保険適用事業
約297万事業場
(令和5年度末)

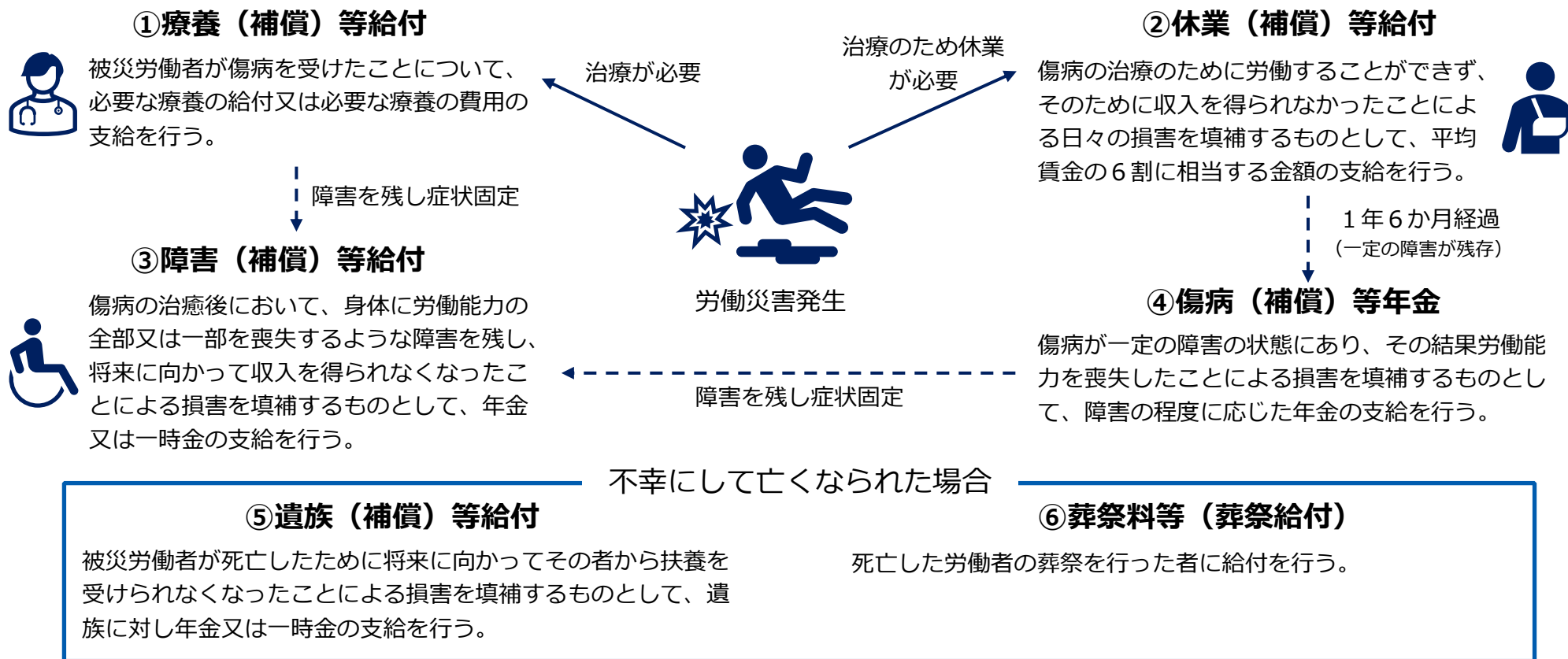
(労災保険新規受給者の推移)

令和5年度の労災保険給付の新規受給者数は781,432人であり、前年度に比べ4,006人の増加(0.5%増)となっている。

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度		
602,927人	619,599人	618,149人	626,526人	650,534人		
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
686,513人	687,455人	653,355人	678,604人	777,426人	781,432人	

労災保険給付の概要

業務や通勤に起因する負傷、疾病等に対してなされる主な労災保険給付は以下のとおり。



労災保険給付の趣旨・目的①

保険給付の種類	給付の目的	支給事由	保険給付の内容
①療養補償給付 療養給付 複数事業労働者療養給付	被災労働者がその受けた傷病に係る療養の給付又は療養の費用の支給をするもの。	業務災害、複数業務要因災害または通勤災害による傷病により療養するとき（労災病院や労災指定医療機関等で療養を受けるとき）。	必要な療養の給付
		業務災害、複数業務要因災害または通勤災害による傷病により療養するとき（労災病院や労災指定医療機関等以外で療養を受けるとき）。	必要な療養の費用の支給
②休業補償給付 休業給付 複数事業労働者休業給付	被災労働者がその受けた傷病の治療のために労働することができず、そのために収入を得られなかったことによる日々の損害を填補するもの。	業務災害、複数業務要因災害または通勤災害による傷病の療養のため労働することができず、賃金を受けられないとき。	休業4日目から、休業1日につき給付基礎日額の60%相当額
③障害（補償）等給付	被災労働者がその受けた傷病の治療後において身体に障害を残し、その結果、将来に向かって労働能力の全部又は一部を喪失し、そのために収入を得られなくなったことによる損害を填補するもの。	業務災害、複数業務要因災害または通勤災害による傷病が治癒（症状固定）した後に障害等級第1級から第7級までに該当する障害が残ったとき。	障害の程度に応じ、給付基礎日額の313日分から131日分の年金 第1級 313日分 第5級 184日分 第2級 277日分 第6級 156日分 第3級 245日分 第7級 131日分 第4級 213日分
		業務災害、複数業務要因災害または通勤災害による傷病が治癒（症状固定）した後に障害等級第8級から第14級までに該当する障害が残ったとき。	障害の程度に応じ、給付基礎日額の503日分から56日分の一時金 第8級 503日分 第12級 156日分 第9級 391日分 第13級 101日分 第10級 302日分 第14級 56日分 第11級 223日分
④傷病補償年金 傷病年金 複数事業労働者傷病年金	被災労働者がその受けた傷病により一定の障害の状態にあり、その結果労働能力を喪失したことによる損害を填補するもの。	業務災害、複数業務要因災害または通勤災害による傷病が療養開始後1年6ヶ月を経過した日又は同日後において次の各号のいずれにも該当することとなったとき (1) 傷病が治癒（症状固定）していないこと (2) 傷病による障害の程度が傷病等級に該当すること	障害の程度に応じ、給付基礎日額の313日分から245日分の年金 第1級 313日分 第2級 277日分 第3級 245日分

労災保険給付の趣旨・目的②

保険給付の種類	給付の目的	支給事由	保険給付の内容
<p>⑤遺族（補償）等給付</p> <ul style="list-style-type: none"> 遺族補償年金 遺族年金 複数事業労働者遺族年金 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> 遺族補償一時金 遺族一時金 複数事業労働者遺族一時金 	<p>被災労働者が死亡したために将来に向かってその者から扶養を受けられなくなったことによる損害を填補するもの。</p>	<p>業務災害、複数業務要因災害または通勤災害により死亡したとき。</p> <p>(1) 遺族（補償）等年金を受け得る遺族がないとき (2) 遺族（補償）等年金を受けている方が失権し、かつ、他に遺族（補償）等年金を受け得る者がいない場合であって、すでに支給された年金の合計額が給付基礎日額の1000日分に満たないとき。</p>	<p>遺族の数等に応じ、給付基礎日額の245日分から153日分の年金</p> <p>1人 153日分 (一定の場合※)は175日分)</p> <p>2人 201日分 3人 223日分 4人以上 245日分</p> <p>※遺族が55歳以上の妻または一定の障害状態にある妻の場合</p>
<p>⑥葬祭料 葬祭給付 複数事業労働者葬祭給付</p>	<p>業務上死亡した労働者の葬祭を行うために支給されるもの。</p>	<p>業務災害、複数業務要因災害または通勤災害により死亡した方の葬祭を行うとき。</p>	<p>315,000円に給付基礎日額の30日分を加えた額（その額が給付基礎日額の60日分に満たない場合は、給付基礎日額の60日分）</p>
<p>⑦介護補償給付 介護給付 複数事業労働者介護給付</p>	<p>労働災害の結果として介護を要する状態となった場合に、介護を受けることに伴う費用の支出等の損害を填補するもの。</p>	<p>業務上の事由又は通勤による負傷等により一定の障害（※）を負って介護を要する状態となったとき。</p> <p>※ 障害（補償）等年金または傷病（補償）等年金受給者のうち第1級の者または第2級の精神・神経の障害および胸腹部臓器の障害</p>	<p>常時介護の場合は、介護の費用として支出した額（ただし、186,050円を上限とする）。親族等により介護を受けており介護費用を支出していない場合、または支出した額が85,490円を下回る場合は85,490円。 随時介護の場合は、介護の費用として支出した額（ただし、92,980円を上限とする）。親族等により介護を受けており介護費用を支出していない場合または支出した額が42,700円を下回る場合は42,700円。</p>
<p>⑧二次健康診断等給付</p>	<p>過労死防止対策の一環として、定期健康診断において脳・心臓疾患に関連する一定の項目に異常の所見があると認められた場合に二次健康診断及び特定保健指導の支給を行うもの。</p>	<p>事業主が行った直近の定期健康診断等(一次健康診断)において、次の(1)(2)のいずれにも該当するとき</p> <p>(1) 血液検査、血中脂質検査、血糖検査、腹囲またはBMI(肥満度)の測定のすべての検査において異常の所見があると診断されていること (2) 脳血管疾患または心臓疾患の症状を有していないと認められること</p> <p>※ 船員法の適用を受ける船員については対象外</p>	<p>二次健康診断および特定保健指導の給付</p> <p>(1) 二次健康診断 脳血管および心臓の状態を把握するために必要な検査 (2) 特定保健指導 脳・心臓疾患の発生の予防を図るため、医師等により行われる栄養指導、運動指導、生活指導</p>

労災保険における特別支給金について

被災労働者等への保険給付に加え、社会復帰促進等事業（法第29条）として保険給付に上乗せして**特別支給金を支給**している。被災労働者やその遺族の福祉を増進させるため、損害の填補の性質を有する保険給付とは性格を異にするもの。特別支給金は以下の9種類（特支金支給規則第2条第1号～第8号）であり、**特別支給一時金とボーナス特別支給金とに大別**される。

2種類の特別支給金について

特別支給一時金

- 休業特別支給金
(給付基礎日額の2割)
- 障害特別支給金
(8万円～342万円)
- 遺族特別支給金
(一律300万円)
- 傷病特別支給金
(100万円～114万円)

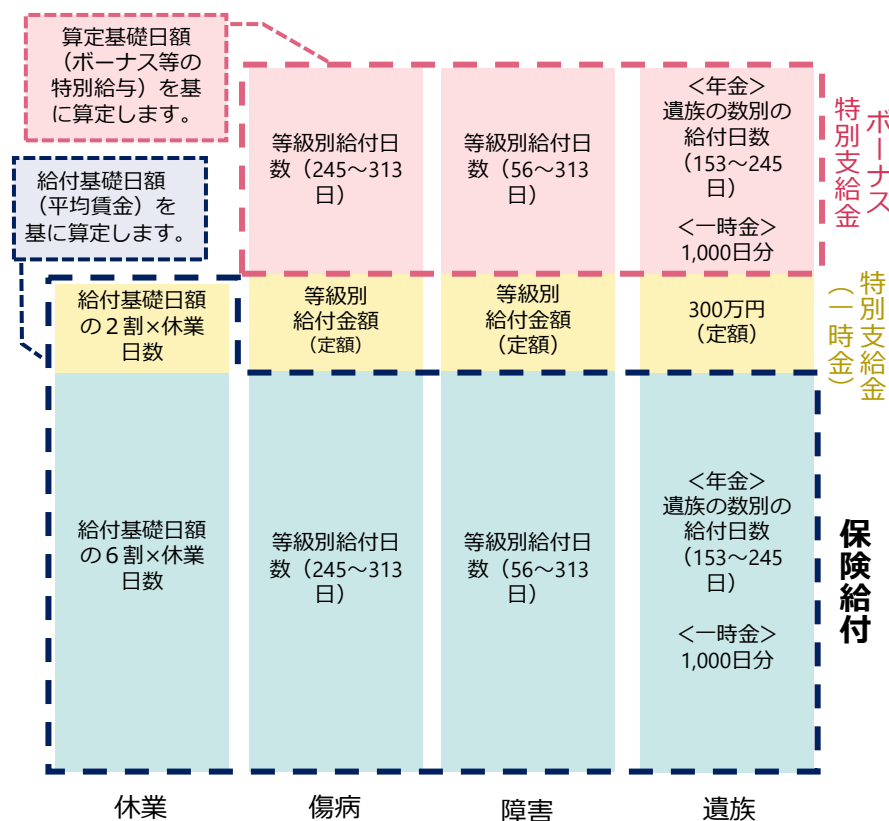
- 特別支給一時金の性質は、災害補償そのものではなく、療養生活や治り後の生活転換援護金、遺族への見舞金としての色彩が濃い。
- 現実的機能としては、各保険給付と相まってこれを補う所得的效果を持つ。

ボーナス特別支給金

- 障害特別年金
障害等級第1～7級：
算定基礎日額 131日分～313日分
- 障害特別一時金
障害等級第8～14級：
算定基礎日額 56日分～503日分
- 遺族特別年金
遺族数に応じ：
算定基礎日額 153日分～245日分
- 遺族特別一時金
(一律、算定基礎日額 1,000日分)
- 傷病特別年金
傷病等級第1～3級：
算定基礎日額 245日分～313日分

- 給付基礎日額の算定基礎にボーナス等の特別給与が含まれていないことから、我が国の賃金慣行を考慮して、ボーナス等を給付基礎日額に算入したとした場合における年金給付の額に相当する額が支給総額になるよう保険給付に上積み支給するもの。
- 算定基礎日額は、原則として算定事由発生日以前1年間に支払われた賞与等の合計額を365で除して求めるが、上限（年額で150万円）が設定されている。

保険給付と特別支給金の関係図



※ 特別支給金を受け取ることのできる遺族（受給資格者）の範囲は遺族（補償）等給付と同じであり、受給資格者の第一順位者（受給権者）のみが受け取ることができる。

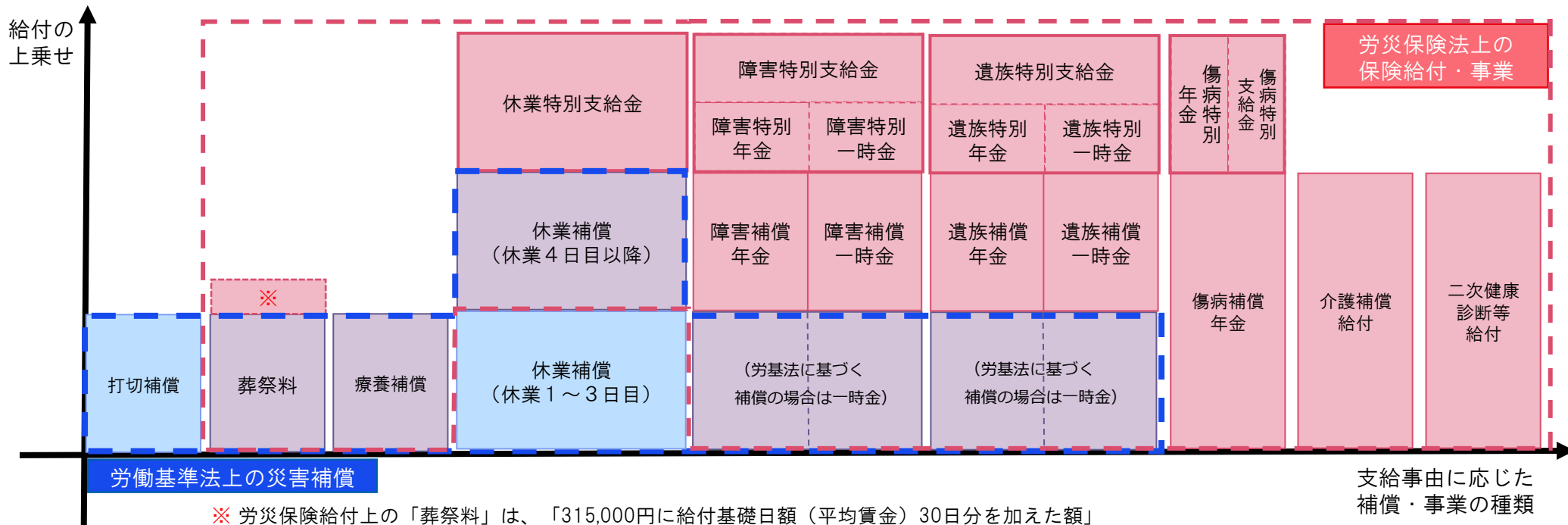
※ また、特別支給金は保険給付と別個のものであることから、社会保険や損害賠償との併給調整の対象とならない。

労働基準法の災害補償責任との関係

- 労災保険法は、労基法の災害補償に対応した保険制度という姿から、労働災害の補償に係る総合的な保険制度ともいべき実質を備えたものとなっている。
 - ・ 介護補償給付、二次健康診断等給付のように労災保険法で独自に支給しているもの
 - ・ 傷病補償(年金払)、障害補償(年金払)、遺族補償(年金払)、特別支給金のように労災保険法で労働基準法に基づく災害補償責任の上乗せとして保険給付や事業を行っているもの
 - ・ 労基法にはない通勤災害や複数業務要因災害に対して保険給付を行っているもの
- 労働者の業務災害については、使用者は労働基準法に基づく災害補償責任を負っているが、同法の災害補償に相当する労災保険給付が行われるべきもの(下図の)である場合には、この責任は免除され、労災保険が実質的に事業主の災害補償責任を担保する役割を果たしている。(労働基準法第84条第1項)

- 労働基準法独自の補償
- 労災保険法独自の保険給付・事業
- 支給事由が労働基準法・労災保険法で重複するもの

※本図は、労働基準法上の災害補償と労災保険法上の「業務災害」に係る保険給付等との関係を図示。



※ 労災保険給付上の「葬祭料」は、「315,000円に給付基礎日額（平均賃金）30日分を加えた額」又は「給付基礎日額60日分」のいずれか高い方で支給。労基法上の葬祭料は「平均賃金60日分」。

【参考】労働基準法と労働者災害補償保険法との関係

「新 労災保険法」（昭和41年10月 労働省労災補償部編）p31～34

三 労働基準法と労災保険

以上のように、業務災害についての保険制度は、戦時労働政策の一環として健康保険および厚生年金保険のなかで社会保険の形態をとり、あるいは失業対策を背景に責任保険の形態をとって終戦を迎えたが、戦後における各種法制の再編成のなかで統一的な業務災害保険として労災保険が成立するについては「労働基準法」の制定が決定的な意義をもった。

労働基準法は、わが国における近代的な労働関係の確立をめざす労働保護の総合法典として制定され、鉱業法、工場法および労働者災害扶助法以来の災害扶助も、その価額を一挙に倍増されて労働基準法第八章の「災害補償」に統合された。そして、まさに労働基準法のなかに位置づけられたことによって、それは災害補償一般のモデルのようにみられることとなった。

（中略）

ところで、このようにして発足した労災保険を、その後の制度改善の経過に照らしてみると、そこに、労災保険の発展を制約する重要な問題が伏在していることを指摘しなければならない。

まず個別事業主の災害補償が労働保護法たる労働基準法によって定められたことは、労働基準行政と相まって労災保険の普及が促進される決定的要因をなしているが、その反面において次のような問題もある。

（中略）

次に、個別事業主の災害補償が、個別労働関係の基本法たる労働基準法によって定められたこと、そしてそれが災害補償一般のモデルのようにみられたことは、統一的な労災保険の制度的および思想的基盤となったが、その反面、労働基準法上の災害補償がそのまま労災保険の保険給付のモデルとされ、また、その範囲があたかも業務災害に対する事業主の無過失損害賠償責任の限度を意味するかのようにとられがちで、労災保険の給付内容や保険料負担に対する考え方を呪縛し、制度改善の過程を曲折させる一因となっていることは後述のとおりである。

さらに、労災保険法が労働者災害扶助責任保険法を立法技術的に引き継いだことは、労働基準法と相まって統一的な保険制度を確立しようとする立法政策によく答えるものであった。しかし、その反面、前記の諸点と相まって労災保険を久しく労働基準法による個別事業主の補償責任に対する責任保険とみる理解をもたらし、制度の改善と事業の運営を制約してきた。

もとより、立法当初から労災保険制度が労働基準法の災害補償をこえて独自に発展する可能性をもっていることは立案当局の自覚するところであったし、昭和三五年の法改正によって明らかとなったのであるが、そのことが全面的に周知されるためには、昭和四〇年の法改正による給付体系の再編成と大幅年金化をまたなければならなかった。

（中略）

(5) 当時の立案担当者であった友納武人氏の「労働者災害補償保険法について」（「法律特報」第一九巻九号）によると「本法と労働基準法との関係は極めて密接であって、平均賃金及び災害補償の事由は労働基準法の定むるところによっているのである。而かもその保険給付の範囲も一応労働基準法にその基準を置いている。然しながらその本質に於ては、法第一条に明記する様に全く別個の独立した制度である。由来無過失賠償の規定を工場法、鉱業法等の労働保護法規の中に収めることは、議論の存するところであって、多くの外国の立法例の示す如く災害補償保険の中に単一化せしめるか或は全然別個の独立した法制とすべきであると云う論もある。いずれにせよ労働者災害補償保険法が、その保険給付を労働基準法の額に合致せしめていることは、一時的のことであって近い将来その基準以上の諸給付を行なうのでなければ、その本旨を発揚したものとは云い得まい。」

労災保険料（率）について① 労災保険率表(令和6年4月1日施行)

労災保険率は3年に1度改定しており、54業種ごとに災害発生状況等に応じて定められる。

最低2.5/1,000（金融業、保険業又は不動産業）～最高88/1,000（金属鉱業、非金属鉱業又は石炭鉱業）

事業の種類の分類	業種番号	事業の種類	労災保険率	事業の種類の分類	業種番号	事業の種類	労災保険率
	02,03	林業	52				
漁業	11	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。）	18	製造業	54	金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く。）	9
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	37		63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めつき業を除く。）	6.5
鉱業	21	金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。）又は石炭鉱業	88		55	めつき業	6.5
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	13		56	機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。）	5
	24	原油又は天然ガス鉱業	2.5		57	電気機械器具製造業	3
	25	採石業	37		58	輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）	4
	26	その他の鉱業	26		59	船舶製造又は修理業	23
建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	34		60	計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。）	2.5
	32	道路新設事業	11		64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5
	33	舗装工事業	9		61	その他の製造業	6
	34	鉄道又は軌道新設事業	9		運輸業	71	交通運輸事業
	35	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	9.5	72		貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）	8.5
	38	既設建築物設備工事業	12	73		港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。）	9
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	6	74		港湾荷役業	12
製造業	37	その他の建設事業	15	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3	
	41	食料品製造業	5.5	その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	13
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	4		91	清掃、火葬又はと畜の事業	13
	44	木材又は木製品製造業	13		93	ビルメンテナンス業	6
	45	パルプ又は紙製造業	7		96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5
	46	印刷又は製本業	3.5		97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5
	47	化学工業	4.5		98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3
	48	ガラス又はセメント製造業	6		99	金融業、保険業又は不動産業	2.5
	66	コンクリート製造業	13		94	その他の各種事業	3
	62	陶磁器製品製造業	17				
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	23				
50	金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。）	6.5					
51	非鉄金属精錬業	7					
52	金属材料品製造業（鋳物業を除く。）	5					
53	鋳物業	16					
					90	船舶所有者の事業	42

※単位：1/1,000

労災保険料（率）について② 労災保険率（全業種平均）の推移

労災保険率は、引下傾向にある。

（なお、令和3年度の保険率改定は、新型コロナウイルス感染症の影響を折り込んだ形で将来の経済状況を予測することが困難であったことから、据え置きとなった。）

平成 元年度	10.8/1,000		
	↓		↓
平成 4 年度	11.2/1,000		
	↓		↓
平成 7 年度	9.9/1,000		
	↓		↓
平成 10 年度	9.4/1,000		
	↓		↓
平成 13 年度	8.5/1,000		
	↓		↓
平成 15 年度	7.4/1,000		
			↓
		平成 18 年度	7.0/1,000
			↓
		平成 21 年度	5.4/1,000
			↓
		平成 24 年度	4.8/1,000
			↓
		平成 27 年度	4.7/1,000
			↓
		平成 30 年度	4.5/1,000
			↓
		<u>令和 6 年度</u>	<u>4.4/1,000</u>

労災保険料（率）について③ メリット制（適用）

- 労災保険料は、原則、（労働者に支払う賃金総額）×（労災保険率）で計算される。
- ただし、一定の事業については、個別の事業場の災害の多寡に応じ、労災保険率又は保険料を増減する**メリット制**を適用し、事業主の保険料負担の公平性の確保や、災害防止努力の促進を図っている。
(※) メリット制適用事業場数 147,302事業場（令和5年度）

メリット制の適用要件

<継続事業>・・・事務所や工場など事業の期間が予定されないもの

○連続する3保険年度中の各保険年度において、次の要件のいずれかを満たすこと。

- ①平均100人以上の労働者を使用している場合
- ②平均20人以上100人未満の労働者を使用し、次の式を満たす場合 **【労働者数×（労災保険率－非業務災害率）≥0.4】**

※継続事業のメリット制が適用される中小企業の事業主が、厚生労働省令で定める労働者の安全又は衛生を確保するための措置を講じた場合であって、「労災保険率特例適用申告書」を提出した時は、増減幅を最大45%に拡大する特例がある。

通勤災害、二次健康診断給付等、業務災害以外の保険給付に必要な分の料率

<一括有期事業>・・・事業期間が予定されている建設工事現場・木材伐出業について、複数の工事を一括りにしたもの

（請負額（生産量）や概算保険料額に要件あり）

○次の要件を満たすこと。

保険関係が成立した後3年以上経過しており、連続する保険年度中の各保険年度において**確定保険料額が40万円以上**であること。

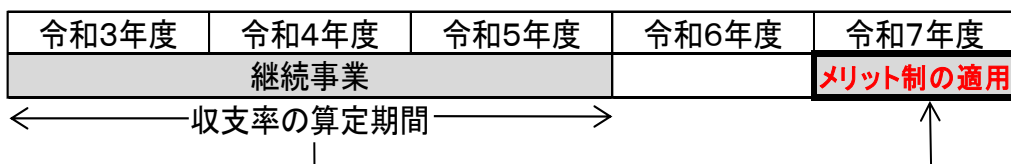
<単独有期事業>・・・一括有期事業とならない大規模な建設工事・木材伐出業

○次の要件のいずれかを満たすこと。

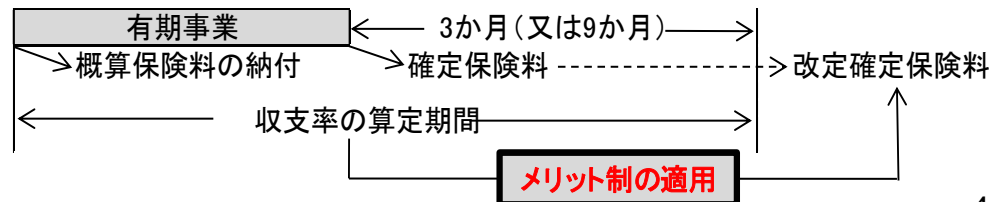
- ①**確定保険料額が40万円以上**
- ②**請負金額が1億1千万円以上（建設業）・素材生産量が1千立方メートル以上（木材伐出業）**

メリット制の適用例

<継続事業及び一括有期事業>



<単独有期事業>



労災保険料（率）について④ メリット制（労災保険料の計算方法）

○基本となる計算方法（一般の労災保険率のみ適用を受ける事業）

$$\text{全労働者に支払われた賃金総額} \times \text{業種別労災保険率}$$

○メリット制が適用される場合の計算方法

・継続事業・一括有期事業

$$\text{全労働者に支払われた賃金総額} \times \left\{ \text{業種別労災保険率} - \text{非業務災害率}(\%) \right\} \times \frac{100 + \text{メリット増減率}(\%)}{100} + \text{非業務災害率}(\%)$$

(※)通勤災害、二次健康診断給付等、業務災害以外の保険給付に必要な分の料率

・単独有期事業（改定確定保険料）

単独有期事業は、一度確定保険料を納付した後に、以下のメリット制を考慮した改定確定保険料の計算を行う。この改定確定保険料と確定保険料との差額を算出し、保険料が追加納付となるか還付となるか追加納付も還付もないかのいずれかが決まる。

$$\text{確定保険料の額から非業務災害率に応ずる部分の額を減じた額} \times \frac{100 + \text{メリット増減率}(\%)}{100} + \text{確定保険料のうち非業務災害率に応ずる部分}$$

(確定保険料) - { (確定保険料) ÷ (労災保険率) × (非業務災害率) } により計算される。

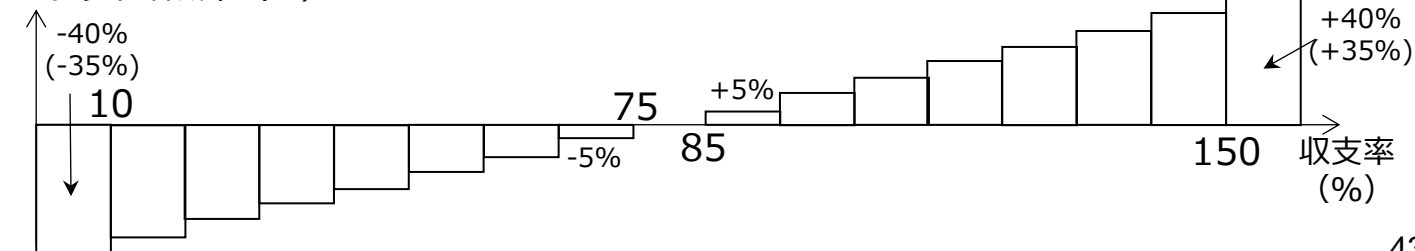
(確定保険料) ÷ (労災保険率) × (非業務災害率) により計算される。

<メリット増減率とは>

収支率(※)に応じて適用される最大±40%の率のこと。

(※) 収支率とは、事業場が納めた労災保険料相当額に対する労災保険給付相当額（継続事業・一括有期事業においては3保険年度の間、単独有期事業においては事業終了後3（9）ヶ月後時点の実績を対象）の割合のこと。（詳細は14ページ参照）

メリット増減率 (%)



労災保険料（率）について⑤ 特例メリット制

継続事業のメリット制が適用される中小企業の事業主が、厚生労働省令で定める労働者の安全又は衛生を確保するための措置を講じた場合であって、「労災保険率特例適用申告書」を提出した時は、**メリット増減率の幅を±40%から±45%に変える特例（特例メリット制）**を受けることができる。（徴収法第12条の2）

特例メリット制の目的

中小企業向けに実施されている各種の労働災害防止施策と労災保険制度におけるメリット制を緊密に関連づけることにより、労働災害防止施策の利用を一層促進し、もって中小企業における労働災害防止活動を一層促進して成果を上げる。

特例メリット制の適用対象となる事業

以下の要件を全て満たす事業に特例メリット制が適用される。

- (1) **メリット制が適用される継続事業**であって、建設の事業及び立木の伐採の事業以外の事業であること
- (2) 厚生労働大臣が定める**労働者の安全又は衛生を確保するための措置として以下の①又は②が講じられた事業**であること
 - ① 「快適職場推進計画」を作成して都道府県労働局の認定を受け、計画に従い職場環境の改善に着手していること（労働安全衛生規則第61条の3第1項）
 - ② 「労働安全衛生マネジメントシステム」を導入し、そのシステムが厚生労働省の指針に沿っていると中央労働災害防止協会に認定を受け、その措置を行うこと（労働安全衛生法第88条第1項ただし書及び労働安全衛生規則第87条）
- (3) (2)の安全衛生措置が講じられた保険年度において、**所定の人数（右表）以下の労働者を使用する事業主（中小企業事業主）が行う事業**であること（徴収則第20条の2）
- (4) (2)の安全衛生措置が講じられた保険年度の次の保険年度の初日から6箇月以内に、**労災保険率特例適用申告書が提出されている事業**であること（徴収則第20条の4）

<所定の人数>

主たる事業の種類	企業全体の常時使用する労働者数
金融業、保険業、不動産業、小売業	50人以下
卸売業、サービス業	100人以下
上記以外の業種	300人以下

労災保険料（率）について⑤ メリット制（メリット収支率の計算方法）

メリット収支率の計算方法

<継続事業・一括有期事業>

3 保険年度間に業務災害に関して支払われた以下の額

- ・ 保険給付
- ・ 特別支給金
- ・ 特別遺族給付金（※）

－

① 以下の年金差額一時金等の額

- ・ 遺族失権差額一時金及びその遺族特別一時金
- ・ 障害補償年金差額一時金及び障害特別年金差額一時金
- ・ 特別遺族給付金のうち遺族失権に伴い支払われた額

② **じん肺症等の特定疾病にかかった者**に対し支払われた額

③ **第三種特別加入者**に係る保険給付及び特別支給金の額

×100

3 保険年度間の一般保険料の額（労災保険率から**非業務災害率 (0.6/1000)**を減じた率に応ずる部分）

＋

第一種特別加入保険料の額（第一種特別加入保険料率から**特別加入非業務災害率 (0.6/1000)**を減じた率に応ずる部分）

× **第一種調整率**

<単独有期事業>

事業終了日から3（9）箇月を経過した日前における業務災害に関して支払われた以下の額

- ・ 保険給付
- ・ 特別支給金
- ・ 特別遺族給付金（※）

－

① 以下の年金差額一時金等の額

- ・ 遺族失権差額一時金及びその遺族特別一時金
- ・ 障害補償年金差額一時金及び障害特別年金差額一時金
- ・ 特別遺族給付金のうち遺族失権に伴い支払われた額

② **じん肺症等の特定疾病にかかった者**に対し支払われた額

×100

その事業の確定保険料の額（労災保険率から**非業務災害率 (0.6/1000)**を減じた率に応ずる部分）

＋

第一種特別加入保険料の額（第一種特別加入保険料率から**特別加入非業務災害率 (0.6/1000)**を減じた率に応ずる部分）

× **第一種調整率**
（9 箇月の場合は第二種調整率）

計算の考え方

<共通の考え方>

業務災害に係る保険給付

－ 計算上除く保険給付

×100

収納した保険料（業務災害相当分） × **（調整率）**

<分子について>

・ 労災保険は、労働基準法に定められている労働災害に関する事業主の無過失責任を保険システムにより担保するものであることから、**業務災害に係る保険給付をメリット収支率の計算として算入**する。（通勤災害等は含まない。）

・ 年金給付の額は長期間算入されてしまうため、労働基準法相当額への換算を行う。このため、年金差額一時金（受け取った年金額が一時金の額に満たない場合に支給される保険給付）は**計算上除く保険給付の①で除外**する。

・ 短期の雇用が多い業種で多発し、発症に比較的長期間を要する「**特定疾病**」の発生責任を発症時の事業主にのみ帰属させないために**計算上除く保険給付の②から除外**する。

・ **第三種特別加入者**は事業に使用される労働者とみなされないことから、**計算上除く保険給付の③から除外**する。

<分母について>

・ **収納した保険料のうち非業務災害率を減じた率に応ずる部分にすることにより、業務災害に係る分をメリット収支率に反映させることができる。**（第一種特別加入も同様。）

・ 分子では、**計算上除く保険給付**が規定されていることから、収納した保険料のうち、**計算上除く保険給付に相当する割合を第一種（第二種）調整率**で調整する。

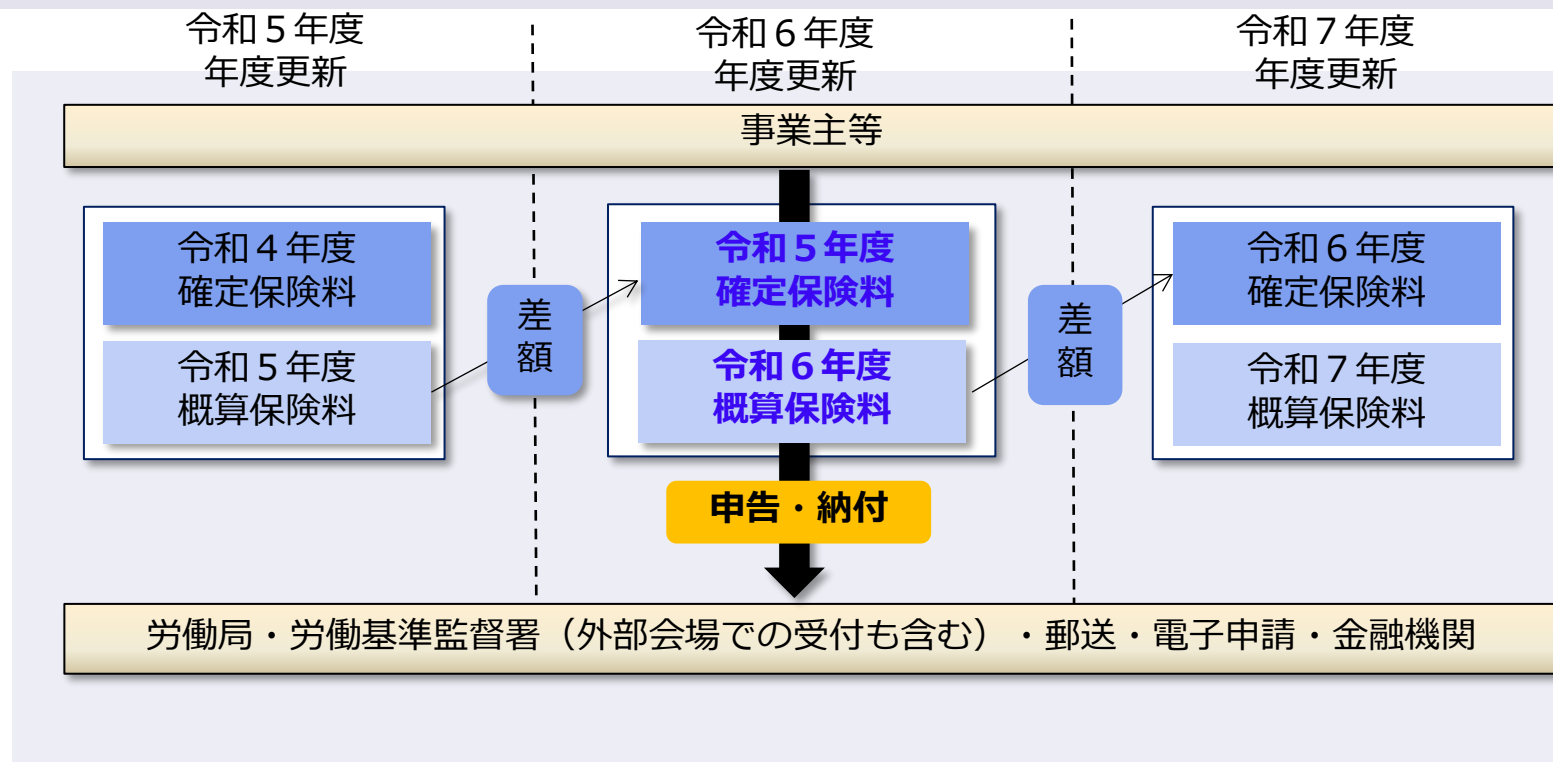
※ 特別遺族給付金とは、石綿救済法に基づき、石綿による健康被害を生じた労働者や特別加入者が、労災保険の給付を受けずに石綿による疾病で亡くなったとき、その遺族にして給付金（年金又は一時金）を給付する制度。

保険料の徴収～労働保険の年度更新について～

- 労働保険（労災保険、雇用保険）の保険料は、その年度における申告の際に概算で申告・納付し、翌年度の申告の際に確定申告の上精算する仕組み。

事業主は、年に1度、前年度の確定保険料と当年度の概算保険料を合わせて申告・納付。

- この手続を「**年度更新**」といい、その申告期間は、**労働保険の保険料の徴収等に関する法律において6月1日から40日以内（＝7月10日）**とされている。（徴収法第15条第1項及び第19条第1項）



労災保険特別加入制度について①

趣旨

- 労災保険は、原則として労働基準法上の労働者を対象としているところ、業務の実態、災害の発生状況等からみて労働者に準じて保護するにふさわしい者について、特別に加入を認めている。

対象者

- ① 第1種：中小事業主等
- ② 第2種：一人親方その他の自営業者・特定作業従事者

一人親方等

- 個人タクシー業者、個人貨物運送業者、自転車配達員等 ○大工、左官、とび、石工等の建設業の一人親方
- 漁船による水産動植物の採捕の事業に従事する者 ○植林、伐採、木炭製造等を行う林業の一人親方 ○医薬品の配置販売業者
- 廃品回収業、くず鉄業と呼ばれる事業を行う再生資源取扱業者 ○船員法第1条に規定する船員が行う事業に従事する者
- 柔道整復師 ○創業支援等措置に基づく事業を行う高年齢者
- あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師 ○歯科技工士
- 特定フリーランス事業に従事する者（他の第2種特別加入の区分に該当しない事業又は作業が対象）

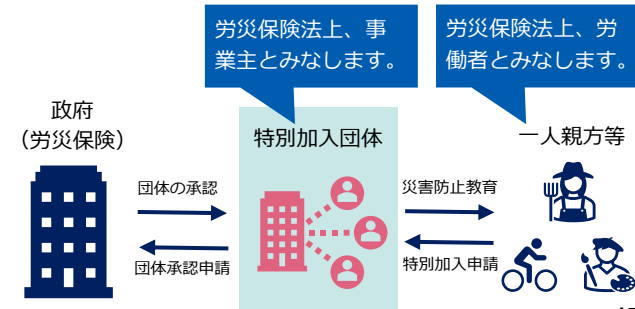
特定作業従事者

- 一定規模の農業の事業場において一定の危険有害な農作業に従事する者 ○特定の農業機械を用いて一定範囲の農作業を行う者
- 国、地方公共団体が実施する職場適応訓練又は事業主団体等委託訓練として行われる作業に従事する者
- 危険有害な作業に従事する家内労働者等 ○労働組合等常勤役員 ○介護作業従事者及び家事支援従事者 ○芸能関係作業従事者
- アニメーション制作作業従事者 ○ITフリーランス

- ③ 第3種：海外派遣者

特別加入団体

- 第2種については、加入者の団体（特別加入団体）が、労災保険の適用を受けることについての申請をし、政府の承認を得た場合、労災保険の適用上、特別加入団体を事業主、加入者を労働者とみなすこととされている。
- 特別加入団体は、加入者の業務災害防止に関して講ずべき措置を定める等の義務がある。



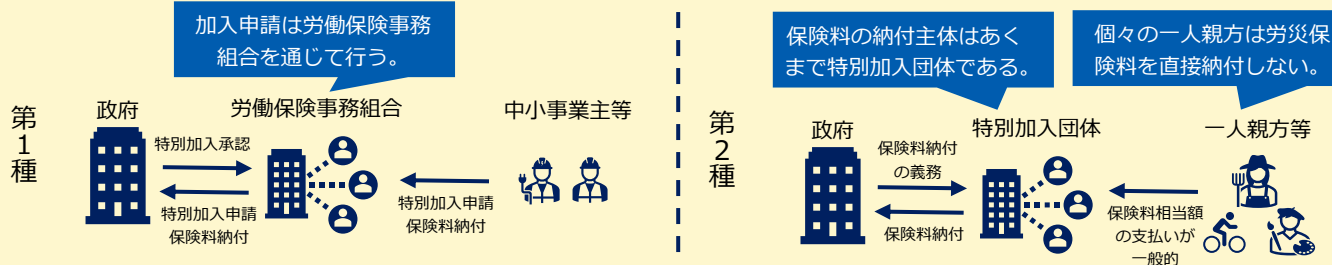
労災保険特別加入制度について②

特別加入者に対する保険給付、補償の対象範囲、労災保険率、給付基礎日額、労災保険料は下記の表のとおり。

特別加入の種類	第1種 (中小事業主等)	第2種 (一人親方等)	第3種 (海外派遣)
保険給付	労働者の場合と同様（二次健康診断等給付を除く）		
補償の対象範囲	特別加入申請した事業のためにする行為（事業主の立場で行うものを除く）等	加入区分ごとに定められた業務を行っていた場合 ※個人タクシー業者等、一部は通勤災害保護の対象外	<ul style="list-style-type: none"> 労働者の場合は国内の労働者の場合と同様 中小事業の代表者の場合は第1種特別加入と同様
労災保険率	当該事業に適用される労災保険率と同一の率	第2種特別加入保険料率表に定める率（3～52/1000）	3/1000
給付基礎日額	3,500円～25,000円までの16段階のうち希望額を選択し、都道府県労働局長が決定した額 ※第2種のうち家内労働者等については、当分の間2,000円、2,500円及び3,000円の給付基礎日額も認められる。		
労災保険料	$(給付基礎日額) \times (365日) \times (労災保険率)$		

(参考)

第1種については、労働保険事務組合を通じて加入・保険料納付を行う。また、第2種については、一般に特別加入者が特別加入団体を通じて納付するが、政府（労災保険）との関係では特別加入団体が保険料を納付する義務を負う。



主要な労災保険法改正の経緯

昭和22年	労働者災害補償保険法の制定	昭和52年	ボーナス特別支給金の創設（支給金則改正）
昭和35年改正	長期傷病者補償の創設（障害補償の年金化など）等	昭和55年改正	使用者の民事損害賠償責任との調整、遺族（補償）年金の給付水準引上げ等
昭和40年改正	遺族補償年金の創設、労災保険事務組合・特別加入制度の創設等	昭和61年改正	年金給付基礎日額の上下限設定、通勤災害の要件緩和等
昭和44年改正	労災保険全面適用と暫定任意適用指定、労災保険・失業保険の徴収一元化等	平成2年改正	休業給付基礎日額の上下限設定等
昭和45年改正	障害（補償）年金、遺族（補償）年金等の給付水準引上げ	平成7年改正	介護（補償）給付の創設、遺族（補償）年金の給付引上げ（遺族人数区分見直しなど）等
昭和48年改正	通勤災害保護制度の創設	平成12年改正	二次健康診断等給付の創設
昭和49年改正	障害（補償）年金、遺族（補償）年金等の給付水準引上げ等	平成17年改正	通勤災害保護制度の拡充（複数就業場所間の移動等）
昭和49年	特別支給金の創設（支給金則制定）	平成19年改正	船員保険統合等、労働福祉事業を社会復帰促進等事業に変更
昭和51年改正	傷病補償年金の創設、労働福祉事業の新設等	令和2年改正	複数業務要因災害の創設等